

第四十三回 参議院地方行政委員会會議録第七号

昭和三十八年二月二十一日(木曜日)

午前十時四十分開会

出席者は左の通り。

委員長

石谷 憲男君

理事

小林 武治君

西田 信一君

林 虎雄君

市川 房枝君

委員

上林 忠次君

北口 龍徳君

西郷吉之助君

沢田 一精君

館 哲二君

小柳 勇君

鈴木 壽君

鈴木 賢一君

鈴木 一弘君

基 政七君

國務大臣

自治大臣 篠田 弘作君

政府委員

總理府總 務副長官 古屋 亨君

警察庁長 官官房長 柏村 信雄君

警察庁長 官官房長 後藤田正晴君

警察庁長 官官房長 宮地 直邦君

警察庁長 官官房長 野田 章君

警察庁長 官官房長 富永 誠美君

厚生省事務局長 牛丸 義留君

自治政務次官 藤田 義光君

事務局側 常任委員 鈴木 武君

会専門員 鈴木 武君

説明員

自治大臣官 房参事官 松島 五郎君

本日の會議に付した案件

○警察法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○地方行政の改革に関する調査(特別交付税に関する件)

○委員長(石谷憲男君) ただいまから地方行政委員会を開会いたします。

警察法の一部を改正する法律案を議題といたします。

これより質疑を行ないます。御質疑の方は順次御発言を願います。

○鈴木壽君 今回の警察法の改正案では、交通の規制に関する問題がまず一つあるわけなんですけれども、まず最初に、現在の交通のいろいろな問題があるわけなんです。取り締まりの面で最近の状況がどういうふうになっているのかというふうなことから、まずひとつ状況の説明をいただきたいと思うのですが、それに対して今度、ここに改正案が出ております、たとえば管区警察のほうに幹線道路の規制の問題を一部委譲する、こういうような問題もありますし、そういう問題との関連におきまして、お聞きしてみたいと思うのであります。

○政府委員(富永誠美君) 最近の交通事情でございますが、何と申しまして特徴がありますのは、急激に自動車の交通が発達したということであるのでございます。これを数字的に申し上げ

げますれば、毎年自動車におきまして二〇%以上、それから原動機付自転車につきましても三七%以上の増加率を示しております。昨年の十月、遂に自動車は全国におきまして五百万を突破いたしているわけでございます。それから原動機付自転車も、ほぼこれに近い四百万台になりましたので、両方合わせまして一千万台というのほうはもう時間の問題であるというふうな状況でございます。

それに対しまして、いろいろな施策が昨年一年間講ぜられたのでござい

ますが、これを交通事故の面からみ

ますならば、昨年の交通事故による死亡者は、一年間一万一千四百四十一名でござい

ます。これは前年よりも減ったのでござい

まして、前年よりも減ったというの

は、昭和二十三年以来十四年ぶりのことであるわけでございます。

数字でこれも申し上げますならば、昨

年は前年に比しまして約千四百名ほど減

っております。また、新道交法が実

施せられる前、つまり前年に比べま

しても六百名ほど減少したということ

でございます。これは最近にないこと

でございます。

それから交通の施策方面におきま

しては、昨年におきましては、都市交通

におきましては、東京、大阪を始め、

いろいろな規制が実施されたわけでご

ざいます。東京について申し上げます

れば、昨年の車種別規制、あるいはま

た、十月に都心部の駐車禁止を主体と

いたしますイエロー・ゾーンの設定と

いうようなこと、また、御承知のと

り、保管場所等確保の法律も実施され

てきたのでございます。

それから交通規制におきましては、

ただ単に都市内の交通規制ばかりでは

なしに、主要幹線、たとえば申し上げ

ますれば、東海道の国道を中心とし

ます一級国道、こういったあたりが大体

全線にわたりましたので、交通規制が実

施されたというふうな状況になっている

のでございます。

○鈴木壽君 新しい道交法が施行され

てから、先ほどのお話の中にもありま

したが、事故というよりは、むしろ死

亡者の数などが減っている、こういう

ことなんです。これは法のためであ

るのかどうか、これは一概には言えな

いと思うのであります。いずれにし

ても、道交法が施行されてからの、い

ろいろなこれに対する取り締まりの面

において、あるいはその他のいろいろ

な対策の面において、何と申します

か、相当な前進をみただろうと、私は

そう思っているのでもございますが、こ

れに対してどういうふうにお考えに

なっておりますか。

○政府委員(柏村信雄君) 新しい道交

法ができました。非常に、単に規制と

か指導の面で法律的に改善されたとい

うだけでなしに、あのことによって国

民の間に非常に道路交通についての関

心が高まったことは、確かに認められ

るわけでございます。しかしながら、

あの道交法ができました。最初あれは

十二月でございましたが、一月、二月

ぐらいいまで相当そういう意味の効果が

あったわけでございますが、特に下半

期になりました。非常にまた、ただい

ま富永局長から申し上げましたよう

に、自動車の増加、道路が必ずしもよ

くならないというふうなこともありま

す。それで、その年の秋の道路交通

安全旬間におきまして、むしろ、いつ

もは交通安全旬間というのをやります

ると、少なくとも、その期間は事故が

減り、死亡者が減るという状況なんで

ありますが、その年の秋に限っては、

旬間にも決して減らないという状況に

なりまして、私どもも、これではいけ

ない、むしろ、そういう旬間というこ

とも必要であるけれども、国民総ぐる

みの、常時の交通安全運動ということ

が必要であらうということ、私ども

は私どもなりにそういう意味の推進を

いたしましたし、また、世論も非常に

そういう面に強く動き出しました。特

にマスコミの機関等において非常に強

く取り上げまして、ただいま富永局長

が申し上げましたように、国民運動的

な成果として、事故、特に死亡者の減

少をみてきたものであらうというふう

に思います。法律の改正によりまし

て、おかげさまでこの点も確かに改善

されて参ったわけでございますが、何

分にも、これは警察の指導取り締まり

ということだけに多きを期待するわけ

には参りませんので、やはり国民全体

のそうした交通安全の運動、あるいは

政府その他の機関におきます交通安

全

の

全の施設というようなものの整備ということが相待っていかなければならないというふうに考えておるわけでございます。

○鈴木壽君 長官にお尋ねしたいんですが、あなたの方の立場からみて、特に交通事故、事故の防止という点からいって、いろいろまあ御不満も要望もあるのじゃないかと思うのであります。私どもは、道交法が新しくできる際に、いろいろそういう面についても、施設の面なりその他のいろいろな面についての要望もいたしましたし、また、附帯決議等もつけましたのですが、どうもその後の様子を見ておりまして、確かに踏切の問題等については、従来よりは力を入れて改善の仕事を進めておるといふようなことも、もちろん言えますが、全般的にいつて、それらが今の車の増加なり交通量の増加というような問題にうまくマッチするような程度にまでは、どうも進まないというところが、私は言えるのじゃないかと、思うのであります。そういう点について、交通対策本部もありますが、それに対しての皆さんからの御要望なり要求なり、また、それが取り上げられて、どういう手段が講じられたか、具体的にそういう点がございましたら、ひとつお話をいただきたいと思ひます。

○政府委員(富永誠実君) 道交法の何と申しますか、意義、あるいは道交法を契機にしまして交通問題に對しましていろいろ世論も高まって参つたわけでございますが、先ほど長官が申されましたように、一昨年の秋から暮に、これじやいかぬということで、内閣におきましても交通対策本部、それから政府におかれましても交通関係閣僚懇

談会が設けられまして施策を講ぜられてきたわけでございます。はっきり申し上げますれば、今まで交通問題というものは、どちらかという警察のやる仕事だというふうに、まあいわば私どもの考え方も、そうであってはいけないと思います。若干そういうきらいもないでもなかったでございまして、また一般の方々がまかせきりという点も、これもあったのじゃないかと思えます。こういうことではやはりどうしても交通問題全般の解決はむずかしいということ、おのずから警察には限界があるというふうなことを長官も申されたわけでございます。それ以後におきましては、いろいろ各省におきましても、たとえば運輸省なら運輸省ではナンバープレートを改正するとか、あるいはまた私のほうで言いますれば、若干大型自動車に關しまする免許の改正をやるとか、あるいはまた、保管場所の法律も実施されるとかいうふうな、それぞれの施策が今講ぜられておつて、その推進中であらうと思つてございます。何分にも交通事情の發達が激しいということ、それから今までの施策というものが、交通対策というものが、はっきり言ひましてほとんど軌道に乗つていないといふうなことから、十分な成果といふところまでいきませんが、とにかく進行中であるといふうなことであらうと思ふわけであります。

それから交通問題につきましては、何と申しましても、やはり一つは教育問題があると思うのであります。これは申すまでもなく道路を運転される運転者の方々、あるいはまた歩行者、両方に対する教育の問題もあることと思

いますが、もう一つはやはり何と申し  
ましても、ただいま御指摘がございま  
したように、施設を整備することだと  
いう点であろうと思うのでございま  
す。それは道路をよくするということ

もございしますが、そのほかに道路を安全な運転ができるような、また安全な歩行ができるような道路にするということが、これが非常におくれておるといふことを、私どもも痛感いたしておるわけでございします。そういう面から、たとえば道路のほうを、歩行者を立体的に横断さすブリッジですか、横断架橋あるいは地下をくぐるといふようなもの、こういう問題もございします。これはたとえば小さい府県で申し上げますと、岐阜県あたりが、ああいう小さい県で、すでに十何力所学童の横断用の立体架橋といひますか、これを設けられてゐる、こういうふうなこともやつておられるのでございします。そのほか、たとえばガードレールをつけるとか、あるいはまた、車道を夜はつきり照明するというふうなことの推進を進められております。建設省や府県でそれぞれ進んでおりまして、確かに車道を明るくするというこゝによつて、事故の三分の一は必ず減るといふことが言えるわけでございします。すでにたとえていひますと、神奈川県第二京浜国道に、東京都との境の多摩川大橋から東神奈川駅まで約十キロ余にわたりました、神奈川県がいち早く車道照明をつけられたわけでございします。それから中央に分離帯を設けることもございましたが、事故はやはり三分の一くらいに減つております、その道路におきましては。こういった施設の面を改善していくということをや

次進んでいるということだけは間違いないのじゃないかというふうに考えられる次第でございます。

○鈴木舞君 このように車がたくさん年々ふえてきて、それこそたいへんな事態になってきているわけですが、さればといつてこれを抑制するわけにもこれは参らぬ問題だと思ふのであります。とすれば当然そういう車をさばけるような施設なり、したがつて事故の発生を見ないようないろいろな設備なりというものが、そこに考えられなければならぬ。そういう点では私は、日本の今の現状というものは非常におくれていると思ふのです。今局長がお話なさいましたように、たとえば第二京浜あるいはもとと向こうの横浜新道のほうの道路の改善されたところ、ああいうのを見ますと、これは何とかこういうものを局部的なああいう個所だけでなしに、主要道路においてはあるいふふうにならなければならぬのじゃないかと思ふのですが、これもなかなか一朝一夕には望むべくもないと思ふのであります。残りは指導の面と、それから取り締まりの面で考えていかなければならぬ、さつきも言つたように、これは根本的な問題じゃないと私は思ふのです。条件を整えないでおいて、やれ指導だとか、あるいは取り締まりだということだけでは事故の絶滅なんか期せられないのですから、根本的な問題じゃないけれども、しかしまた、力の抜けない問題だと思ふわけなんです。そこで、これは一つのお例であります。たといさっきのお話の中にもありましたよう

に、交通安全週間とか、あるいは旬間とか月間というような問題があるわけなんでありますが、これは一つは単に取り締まりということだけじゃなしに、車の運転者なり、あるいはそのほか一般の歩行者等も含めて、やっぱり注意を喚起する一つの大きな運動だと思ふわけなんです。それはそれなりに、非常に私は意義のあることだと思ふのでありますが、ただそれと、ふだんのそのやり方を見ておきますと、これははっきり違うものですから、その日だけは、あるいはその旬間だけは、その月間だけは、あすこに行くと、大体おまわりさんがいそうだと、かどっかにかくれていて、とっつかまりそうだと、そういうことで運転者等も非常に用心をしているようであります。が、そうでない場合にはやはり依然として違反等も出てくる。こういうのが偽らざる現状じゃないかと思うのであります。旬間とか週間のそういう意義を認めながらも、しかしまた、それがあつために、かえつてどうも工合が悪いのじゃないかというふうに思ふるふしもある。出てくるのであります。これはひとつそういうものの設定なり実施なりという点については、よほどやはり考えていただかないといけないのじゃないかと私思うのであります。私の、実は私事のようにで恐縮でございますが、国道が私の家の前を通っています。交番もすぐそばにある。旬間とか週間のときには今言ったようにおまわりさんもおまわりさん、そして小路のあたりにも何人かふえて、そして小路のあたりにもちよつと出たり、あるいは電話機を持ったり、何と申しますか、手持ちのハンド・トーキーですか、ああいうものを持ってやつておりますが、ふだ

んはだれもいない。ふだんはおおっぴらにスピード違反なんかをやっている。こういう状況なんでありますが、ふだんのそれと、そういう週間なり旬間なり、あるいは場合によっては月間というふうなものがあるようでありまして、そういうものとのあまりにも差異が目立ちすぎる。取り締まりの状況がらしますと、これはやはり考えていたかなければならぬじゃないかと思うのですが、局長さんあたりそういう実態についてどういうふうに把握しておられますか。

○政府委員(雷永誠美君) 確かにお話のとおりにそういう傾向があることは、これはいえないと思います。交通警察の歴史が浅いということ、人の面、装備の面、そういったものでなかなか常時街頭に出にくい。その上に交通事故の処理、やはり交通事故が非常に多いわけで、その事故処理に追われまして、なかなか制服の警察官が街頭に出にくいという状況にあることは、これは事実でございます。

それから交通安全運動といいますが、一年に二回、これもいろいろ問題はあるわけですが、せめてこの機会に交通安全の思想を喚起するといふような仕組みで、これも昨年から、今までもすれば警察中心であったのを、これじゃいけないというわけで、各省が全部態勢を一つにし、まして、地方は地方で県知事さんが先頭に立って、やはり市町村が一緒に町ぐるみやっていただこうという方向にいったわけでございます。そのほか安全日とか、県によりまして日には違いはありますが、安全日をやる、あるいは私どもの取り締まりとしましては、東海道の

一斉取り締まりをやるといふふうなことでいってありますが、その他の交通安全運動を行なわないとき、あるいは交通安全日じゃないときになかなか、先ほどお話が出ましたように、巡査が出ておらない、あるいは取り締まりをあまりやらないというところも、やはり人の面でそういう制約を受けまして、そういう実情にあるわけでございます。

これは交通安全というものは、申すまでもなく、もう一年常時の活動でなければならぬというところから、これじゃいかぬというふうなことから、これじゃいかぬというふうなことから、思っておりますが幸いにしまして二カ年間一増員のことも、大体予算にも計上されて方針もきまりましたので、そうならば今度は常時街頭に警察官も出得る。一万の内訳を申しますと、約そのうちの七割、七千が街頭警察、街頭に出まして交通整理なり交通指導に当たる。そのほかの三千が白バイなり、あるいは主要幹線を走りまわす交通四輪で、これは常時パトロールをし、また指導、取り締まりをしようにというふうなことになるので、今のところではできるだけ交通の専従員だけじゃなしに他の警察官、たとえば外勤警察官あたりも動員しまして実際街頭にやむを得ず出ているというふうな実情でございますが、できるだけ御趣旨の方

向に沿って、ふだんのときにおきまして交通安全というところが保たれますように、私も努力いたしたいというふうな考えをしております。

○鈴木壽君 指導なり取り締まりの面で、まあ人の面で十分なことができないと、こういうお話であります。今の説明の中にありました今度の一万人の増員ですね、これでやりますと、大

体皆さんの、何といいますが、要望なり期待をするという取り締まりなり指導の面で何とかやっていけると、こういうことなんですか。

○政府委員(雷永誠美君) 一万人が、これが、まあ交通の仕事というのは非常に忙しくて、先ほど申し上げましたように、外に出て指導する警察官と、それから署の中におりましていろいろ事務をやる者が確かにあるわけでございます。それから交通事故が起った場合に出ていくために内勤の人もおるわけでございます。そういうふうに分かれておりますが、一万の増員はとにかく第一線の街頭に出る警察官ということでは、私どもはこれをフルに動員してやっていけると思っております。

○鈴木壽君 今の、これから増員——まあ一部はすでに出ているのじゃないかと思うのですが、二カ年間で一万人の増員をする、これは御説明のようにもう交通関係専門の人、さっき街頭に七千人、白バイその他パトロール関係で三千人と、こういうお話でございますが、これもいわば他の仕事でなしに交通関係専門と、こういうふうなあなた方は予定しておられるのですか。

○政府委員(柏村信雄君) 今度の一万増員につきましては、お話のように第一線の交通の専従員、専従の警察官として増員をお願いしているわけでありまして、ただこの一万人が、やはり警察官としての教養を施していくということになりますので、とりあえず東京、大阪についてこの一月から合わせ二千人入れまして、三千人を四月一日に入れる。それからまた来年の一月に二千人入れ、来年の四月に三千人を

入れる。したがって、全部が教育が完了して第一線に立つというのは、再来年の四月ということになるわけでございます。しかしながら、そのときに充員が完了するわけでございますが、その時期を待つまで、それではそのままだけで第一線の警察官を逐次ふやしていく。したがって、相当苦しくても部内の配置転換等によりましてできるだけ第一線の警察官を逐次ふやしていく。そうして、そのあとをいくつもの方によって埋めていくというふうな方向をとって、できるだけ実情に合うような配置を考えて参りたい、こう思っているわけでございます。

○鈴木壽君 もうすでにことしの一月一日から、東京、大阪に対して二千名入れているわけですね。それから四月一日から三千名ですか、それから来年の三十九年の一月一日からさらに二千名を入れ、四月一日から三千名を入れる。昭和四十年の初めには計一万名になる、こういうことなんですか。それなら、そこら辺もう少しはっきりして下さい。

○政府委員(柏村信雄君) 今お話のとおりでございます。今度の一万名の増員につきましては、完了するのはそういうことになるわけでございます。

○鈴木壽君 たとえばことし三十八年の一月一日に配置された東京、大阪の二千名、これを例にとりまして申し上げますが、これはすでに現場に出ているのですか。それとも一月一日から何か特殊な教養といいますが、教育といいますが、そういうものをやっておいて、現場に出るのは——第一線に出るのは

いつごろになるのか、ございませうかね、そこら辺を。

○政府委員(柏村信雄君) 警察官につきましては大体高等学校卒業程度のもので採用いたしまして、一年間教育するわけでございます。したがって、ことしの一月に入れたものは、ことしの暮れに卒業するということになるわけですね。したがって、最後のものは来年の四月に入れますから、再来年の三月に卒業するというところで、そういう教養期間というものを考慮に入れておきますと、一万の増員を完了するのは結局二年後の四月ということになるわけでございます。先ほど申し上げましたように、そのときを待って、初めて第一線の交通警察官を増員する、増強するというのでは、この時勢に合わないということから、部内の交通の教養を受けているような者、その適性のある者を逐次第一線に配置をしていって、そしてその穴埋めを、ただいま申しましたようにことしから入れておる者で逐次その補充をしていくということにしていきたいというふうに考えております。

○鈴木壽君 まあ二年で一万名ですから、さっきからの御説明からしますと、三十八年の一月一日に入れた東京、大阪の二千名、それから四月一日に入れたその他の府県の三千名、これが教育訓練を終わって、実際の第一線に出るのは東京、大阪の二千名について言えば三十九年の一月から、それからその他の府県の増員の分については、三十九年の四月一日から、こういうことになるわけでございます。そこで、その間の増員はしたというものの、実際のいわゆる第一線の活動

は期待できないから、その間はまあ部内のやり繰りといひますと悪いあれだが、いづれやり繰り調整によつて何とかカバーしていきたい、こういうふうな御説明であつたと思ひますが、それでよろしゅうございませうか。

○政府委員(柏村信雄君) そのとおりでございます。

○鈴木壽君 そうしますと、少なくともことし一年は五千名の増員があるにもかかわらず、実際はその五千名というものは外へは出ない。しかし内部的な操作によつて何とか、その五千名とあるいは言えないかもしれぬけれども、できるだけ第一線に出す、あるいは実際の交通業務に当たらせる。そういうもので操作していくんだ、こういうことになりまして、従来としても、そういうことでやれないわけでもなかったわけですか。いかがですか。

○政府委員(柏村信雄君) 従来も交通だけを考えれば、やれないわけではございませんが、その他、刑事、少年、警備、いろいろございまして、まあ部内としては現在の配置がおおむね適正であるという判断のもとに人数を分けておるわけでございます。したがって、この実情に合うために一万増員の完了を待たないで、配置転換に努力すると申しまして、その間はほかの部面には相当無理がかかってくるということが言えるわけでございます。したがって、交通を非常に重視すると同時に、ほかのものが全くおろそかになるようなことのないように、そういう彼此勘案しつつ増員していくというところでございまして、先ほどお話しにもございまして、五千名まるまるとは言えないだろうというお話、そ

のとおりでございまして、できるだけそういう今度の増員の趣旨を生かすように、経過的に考えていきたいということでございます。とうてい五千名近い数字というものを交通に専従させていくということは困難だと思ひます。しかし専従も必ず同時に、専従以外でもできるだけ交通のほうに目を向けるような配置を考えていきたい、こういう趣旨でございまして。

○鈴木壽君 今回の増員のいわば全面的な効果というのは、昭和四十年の四月以降でなければ出てこない。まあ少なくとも増員の数、そういうものを第一線に出して実際の業務に当たらせるという点において、そういうことは言えますね。その間はできるだけ部内の操作によつてやっていきたい、こういうことだと思ひますが……。

○政府委員(柏村信雄君) 一万の完了するのほきようでございまして、来年の一月には二千名というものが第一線に出てくるわけでございます。それから来年の四月にはさらに三千名が出てくるということで、逐次人員も増強されていくわけでございます。一万が完了するのはお話しのように四十年の四月からということになると思ひます。

○鈴木壽君 こしの一、二月一日から、すでに二千名の増員が、東京、大阪に限つてございまして、ありますが、予算措置といひますか、金の面でございしますが、これはどういふふうになつておりますか。

をいたしておるわけで、装備関係は全額国費でございまして、募集費については半額補助ということになつて、そういう予算措置は、こし五千名につきましては、予備費で計上いたしております。その後の五千名につきましては、今度の予算案の中に計上されていくわけでございます。

○鈴木壽君 これは、もちろん教育期間中ではございますが、大部分人件費だと思ひますが、東京、大阪においては両都府の間で負担しなければならぬせんが、これはあなたの方にお聞きしてどうかと思ひますが、財政計画なり、あるいはその他で、そういう地方財政面でどういふ措置をしておられるのか、これはあなたの方……。

○政府委員(後藤田正晴君) 今長官から申し上げましたように、ほとんど九割程度は地方費負担になります。それで財政計画にこの数字を計上しても、同時にまた、いろいろな関係の経費で単位費用等も上がる面もございまして、これらの単位費用もそれぞれ増額計上をお願いいたしております。したがって、交付団体につきましては、それだけの金額が府県に流れていく、こういうことでございます。御質問の東京、大阪等の不交付団体、これにつきましては、これは御承知のとおり東京、大阪の既定の財源で負担する、こういうことになる次第で、したがって本件の増員につきましては、大蔵省の折衝もさることながら、自治省との折衝が中心でございまして、自治省と東京、大阪の第一線の分については打ち合わせをせられた上で、事柄の性質上その他、財源等とのにらみ合わせも考えた上でやっていく、こういう

ことで政府部内は一致をいたしておるわけでありまして。  
なお、この増員に伴う一割程度の国費負担、これはもちろんすべて東京、大阪といへども同じように頭割りで経費が第一線に流れていく、こういうことになっております。

○鈴木壽君 これは一万名の増員計画に見合う計画としては、あるいは作業としては、今のお話のとおりだと思ひますが、ただ私ちょっと聞きたいことは、一月一日からすでにやつていくのですから、これは三十七年度の財政計画の変更なり、あるいは変更という大げさなことを言わなくとも、その中でどういふふうに見るのか。したがって、またその基礎になる交付税の単位費用の問題ですね、こういう問題を一応処理してあるのかどうか、こういうことなんでありまして。もちろん東京、大阪は不交付団体でございまして、あるいはこれらの所要の経費を見て、なおかつ、不交付団体であるかもしれません。しかし一応のこういうものの計画にマッチする財政的なそういう面を検討したのかどうか、特に私、今言つたように、一月一日はすでに三十七年度の地方財政計画の中途でございまして、それからもう一つ私、時目的な問題として申し上げますと、三十七年度の地方交付税の単位費用の改定の中には年度中途からの一月一日からは、これは入つておらない、法的には、これは試算段階ではこのぐらしかかるとか、これくらいにすればというところで、対象が東京、大阪であるから実際には出さなくてもいいというところはあるいはやつたかもしれせんけれども、実際問題として単位費用のそ

ういふものの計算まで法的には何ら取られておらないのじゃないか、こう思ふのですが、四月一日からのやつはあるいは財政計画の中に入つてゐるかもしれせんし、単位費用の中に当然それが見込まれて今度の新たな単位費用の改定が出てきていると思ふのです。が、一月一日から三月末までのその辺をどういふふうな検討をしたか、こういうことなんですか。

○政府委員(後藤田正晴君) お説のように単位費用、あるいは財政計画全般の改定の問題は三十八年の四月一日からでございます。そこで御質問の一月から三月までの二千名を、東京、大阪の分でありまして、これらについてはもちろん自治省としては財政面の検討をせられました上で、この程度のものであるならば特別交付税等であつて埋め合わせをする必要もなかるう、こういうふうなことで十分御検討の上、私どものほうに御承認を願つたものと、こういうふうにご考慮を願ひます。

○鈴木壽君 これはまあ、あとで自治省にお聞きしたいと思ふのですが、あなたの方の立場からいへば、ただふやしてもらつて、それを認めてもらへばいいほうですから、そういうこまかいことをどうのこうのと言つても、あなたの方に申し上げても何だと思つたら、これはまたあとで自治省にどういふ再算定をやつたのか、どういふそれに見合う財政計画の、これは局部的な問題であるといつても将来にわたつてずつと他の団体に影響することでございますから、そういうことをどういふふうに検討したのか、あとで機会を見て自治省のほうにお尋ねしたいと思ふのでありますが、一応大まかな言ひ方で恐縮

の状況を見ました場合に、やはり一々東京に持ってこなくちゃならぬといふことでなくて、管区みずからが不工会があるところは県と話し合つて直してもらうと、こういう処置をとるほら、さらに有効適切な規制事務ができるんではないかと、こういうことかから、今回の改正をお願いいたしておるわけでございます。そこで問題は、自治体警察たる都道府県と警察庁との関係でございますが、この点については、すでに三十三年の改正で、規制事務については国家公安委員会の所掌事務にせられておる。そこで警察庁と県との関係という観点から見ますれば、今回の改正は、警察庁がすでに所掌しておる事務の一部を警察庁の支分部局である管区に分掌させるというのみでございいます。したがって、都道府県の警察と警察庁——管区を含んだ警察庁という関係においては何らの変更がない。これが今回の改正の内容でございます。

○鈴木善君　これは具体的にいかなる規制措置をするかということにならないと、これはどうも話がはっきりしないと思うのですがね。規制措置と言ってもいろいろこれはありますから、ですからこの一部を管区の警察局に分掌させる。しかもそれは現在まで国家公安委員会の持つておった権限として警察庁がやるその一部分だ、こういうことでございいますけれども、たとえばどういうことなんです、これは。

○政府委員(後藤田正晴君)　おそらく交通規制の内容がどういふことだと、こういう御質問であらうかと思ひますが、交通規制の内容としましては、要するに交通の危険の排除と安全確保と

いう観点から、道路における交通の制限禁止の問題、スピードの制限の問題、駐停車の禁止の問題あるいは制限の問題、あるいは通行区分帯の設定の問題、こういうような問題が規制の内容でございまして、いわゆる取り締まり事務はこれに入っております。そこで、私も考えておりますのは、一番典型的な例はスピード制限でございまして、試みに東京から宇都宮へ行く、あの国道何号線でございますかを——お通り願いますと、私も警察庁としてはいつもやかましく言っておりますが、東京都内はたとえば四十キロである。ちよつと埼玉県へ入ると、これが五十キロである。栃木県に入ると四十五キロになる。これは交通の実態がそれに即応しておるなら、それは当然正しいわけですが、たまたま県が違ふということだけで、交通実態が同じであるのにスピードの制限が違ふ。ところが、運転者のほうはこれに一つでも引かかると処罰規定に引かかってくるというのでは、これは私どものやり方としてはまことに申しわけない。これはやはり交通の実態に即して幹線道路の状況を見て、ふさわしい交通のスピード制限に改めるべきだ、こういうようなことが、私もとして一番典型的に考えておることでございます。

○鈴木壽君 確かにお話のような事例はあります。確かに、そういうことについて、今まで警察庁が各都道府県区域のいろいろの実態なり、交通状況、そういうものの規制についてある程度の力を持っているわけです。持つておいて、それがなおかつ、うまくない——まあかりに、うまくない。で、管区警

察局に分掌させればうまい、こういうことになるわけなんです。か。

○政府委員(後藤田正晴君) やはり何といひますか、都道府県警察により身近な立場にある管区のほうが、そういう実態というものをより適切に把握しやすい。で、私もでも全国の状況すべてがこまかくわかっておれば、それはもちろんわかつた限度で現在でもやっておりますが、どうも、どうしてそういう目があるに、どうして、どうして、きめこまかく運転者の便利のように、直すところはほとんど直してもらつたらどうであらうか、こういう趣旨でございます。

○鈴木壽君 これは何と言つても、そういうふうな交通の実態については、これは都道府県警察が一番よく握つていますから、むしろ私は管区警察局長といひ、これは手足がないのでしょ。何も手足がなくて、その管区の府県のそういう状況を聞いて——それは高いところの立場にあつてあるいは判断しておるかもしれないけれども、手足がないわけですね。ですから私は、その実態に即するようないう規制、たとえばスピード問題にしろ、あるいはその他のいろいろな禁止措置にしろ、こういう規制をやつて、いろいろなやり実態に即した都道府県警察、そういうところに待つべきだと思つております。ただお話のように、主要幹線等において、あまりにA県、隣のB県、あるいはさらに隣のC県との間にいろいろな違いが出てきている。こういう問題はあつたと思つて、しかし、それはあなたの方の立場において、警察庁の立場において幾らでもやれると思つております。私は、それは都道府県警察の

権限を侵すとか侵さないということでは、やはり実態としてやれるものは、そこでやらせるべきだ、今言つたように管区警察は何も手足を持つてゐるわけではありませんが、手足を持たないといふと、少し言い過ぎになりまして、ですから、そういうことをむしろ二重に——中にもう一つの段階を設けてやることは、はたしてどうかというやうな感じを私は持つてゐます。ただ、いわゆる分掌ということでは……。私は、ですから具体的に伺ふたい。私はいのであります、今まで警察庁がやつておつたものを、どういふことを管区警察にやらせるのか、ここらあたりがはつきりしない、私は、私の言ひ方もこれ以上どうも進まないのじやないかと思つて、すけれども、何か私ここで、管区警察に一部を持たせたから、それによつて従来のいろいろの不便が除去されるか、スムーズに交通が確保されるかといふやうなことはならないのじやないかといふふうに思ふのですが、そこら辺どうなんでしょう。

○政府委員(柏村信雄君) 警察庁でやっておりますのは規制の調整でございまして、規制そのものは都道府県でやるわけでございまして。その実態は、実際に規制するのは都道府県でやるわけですから。その調整——各府県、両県にまたがるやうな幹線道路について、先ほど官房長から申しましたやうな不都合がある場合に、警察庁が調整をいたしておるわけでございまして、警察庁が調整するにしましても、やはり支分部局である管区というものが見ておるその報告、その意見というやうなものを聞いてやるのが原則でございまして。したがひまして、最近のように、交通の事情というものが刻々に変わつていくといふやうなときに、たとえば、福岡の九州管区警察局長で、福岡—佐賀の間、あるいは福岡—大分の間といふものについての調整をしようといふときに、一々自分に権限がないから、警察庁にこれを申請して、警察庁の名で調整をしていくといふ必要のないやうな問題について、管区自体でも適宜調整をするといふことが、やはり時勢に合つてゐるのではないかと。私でございます。都道府県が実際にやるという、都道府県の権限を今より減らしていくという問題は全然ないわけでございます。警察庁まで一々上げて来なくてもいいやうな問題で調整する場合、管区にその権限を持たせていくということ、管区がやはり交通に責任を持ちつつ熱心にやはり指導をし、実情を把握していくということにもなるかと思つて、また規制に対する調整の必要がある場合において、管区自体でやるようにしたほうが、時間的にも実情に合うようにできるといふ趣旨でございまして。

○鈴木壽君 警察庁の持つ交通規制のいわゆる調整という問題、これはどういふのが残りますか。

○政府委員(柏村信雄君) 警察庁でやると思ふ、警察庁でもできるわけでございます。特に管区が異なるやうな場合において、愛知県と静岡県というやうな間においては、中部管区局においてこれを調整するといふわけには参らないわけでございますから、管区内における調整ということが管区の仕事になるわけですね。管区をこえた調整

は当然警察庁にならうかと思ひます。

○鈴木壽君 問題はこういうことでは。たとえば、さつき官房長から話があつたやうに、東京都と埼玉と栃木と、さらに北に行つたら福島と、こういうふうなそれぞれの府県の区域ごとに規制の面において食い違ふやうなことがあつては、どうもまずい、したがつて調整をしなければならぬといふことだと思ひます。そうしたら、たとえば東京と埼玉、あるいは埼玉と栃木との間、これは二つの県でやればいいことなんです。そうして、栃木はさらに隣りの福島なり、茨城なり、あるいは今の国道だけをいふと福島なりといふことでやつて、それを警察庁全体のいわゆる主要幹線といふ全国的な視野に立つた調整、最後はそれに待てばいいと思つて、中に入つたからといひ、別に新しく何も何ものなるわけじやない。そうやつても、なおかつ、たとえば関東管区をやつと、東北管区をやつと、これは境では問題がある。これを、さらにまた警察庁がやらなければならぬということになります。私は、何かかかつて手数をかけるやうなことになるのじやないか。全然そういうことでなしに、管区全部に警察庁のほうの規制の問題を全部委譲してしまふといふのであつたら別だと思ひますが、私は、それもちよつと全国的な視野に立つ場合は不可能だと思ひます。しかし、今言つたやうに、中間的なものをやつたにしても、これはあなた方が期待するやうな効果といふものは、私は一つの机上の計画はできるかもしれないけれども、問題はやはり依然として残ると思つて、東海道線——国道一号线ですか、これの例を

の中には入っていませんね。警察法の中に「交通の規制に関すること。」と、こうあるが、管区のそれには入っておりませんね。この点はどうですか。

○政府委員（後藤田正晴君） その点は、現在の管区では交通の事務は、保安課で保安警察と交通と一本でやっております。今問題になっているいわゆる規制事務、これについての指示権と、こういうものを管区は持っておりません。しかしながら一般の警察行政の調整という面におきましては、これは現行法でも管区もその限度では所掌している、こういうことでございます。

鈴木壽吉 ですから、私がお聞きす

るのは、この警察法の第五条にあるような「全国的な幹線道路における交通の規制に関すること」といういわゆる交通の規制の問題については法的には何ら指示されておらない。もちろん、警察全般の問題として交通問題に無関心だとか、実態が無関心であるということを私は言うのではない、やはり交通規制の問題についての法的な裏づけのある権限というものがなければならぬ、こういうことなんです。

○政府委員(後藤田正晴君) 交通規制の事務については、一般警察行政事務についての調整という程度において、やはり現在も管区は持つております。いわゆる指示権という意味においては、交通規制についての権限を持つていない、こういうことでございます。

○鈴木壽君 ですから、今度の改正ではつきり交通の規制に関することも管区警察局にも持たせる、こういうことでしょう。端的にひとつ……

○政府委員(後藤田正晴君) 指示権を持たせようということでございます。

○鈴木壽君 指示権を持たせよう——だから、その指示権を持たせるといふ内容を含んだ——内容であるところの交通規制のその権限については、法的には現在のところは規定はないのだ。したがって、今度の改正によつてそういうものも管区警察局に与えていく、こういうことじゃないかというところを私は聞いています。

○政府委員(後藤田正晴君) お説のとおりでございます。要するに、この五条を受けた条文が道交法百十條にございます。それとの関連において、現在管区は、現行法では交通規制についての指示権がない。しかしながら、いわ

ゆる調整の事務、こういうことはある。こういうことを申し上げておるのでございます。

○鈴木壽君 いや、だから私の聞いたことを後藤田さんお答え下さい。全般の警察事務として、交通問題も当然あります。そういう問題の中には、いろいろこれはやっておるのではありません、やらざるを得ないことなんです。この警察法に書いてありますように、こういうふうなはつきりした「幹線道路における交通の規制に関すること」というようなことは、今のところはないのだ。端的にその問題だけですよ。

○政府委員(後藤田正晴君) そのところがちよと違うのです。いわゆる規制事務についても、交通警察の一環としての調整はやはりあるわけなんです。ところが規制事務についての指示権というものがありません。その指示権は警察本庁だけである。これを分掌をさせたい、こういうことでございます。

ちよと意味が違うかと思ひます。

○鈴木壽君 ですから調整事務をやれるというのです。現行法であつてもやつてゐるのだし、やれるのだ。なぜそれをそのままにして調整事務をやらせないのでか。そこで新たに今度指示権というものを持ち出した。私が問題にしておるのは、そういう指示権がないのじゃないかというところを、ここに書いてあるような交通の規制についてのそういう内容を含む指示権といひますか、そういう内容を含むところの規制事項がないのじゃないか、こういうことを私は聞いておるのです。

○政府委員(後藤田正晴君) 御質問にございますように、規制についての指示権がないじゃないかという御質問については、そのとおりでございます。

○鈴木壽君 だから今度指示権を与えよう、こういうことでしよう、それで

示権がないじゃないかという御質問については、そのとおりでございます。

○鈴木壽君 だから今度指示権を与えよう、こういうことでしよう、それで

○政府委員(後藤田正晴君) そのとおりでございます。

○鈴木壽君 だから、一つの権限のところに新たな付与が出てくる、これはそのとおりですね。

○政府委員(後藤田正晴君) そのとおりでございます。

○鈴木壽君 それが私は、これはあまり勘ぐり過ぎるかもしれませんけれども、やはり都道府県警察のそれを将来規制されるようなことが出てきはしないか、こういうことなんです。単なる調整じゃなく、指示権が出てくる。

○政府委員(後藤田正晴君) 管区が権限は——指示権は持つていなかったわけですから、その点については、府県に今度は管区が指示権を持つ、こういうことでございます。

○鈴木壽君 だから、私がさっきから言つてゐる通りに、指示権を持つといふ、一つの権限の法的な裏づけを持つことによつて、問題が出てきはしないか、こういうことを言つてゐるのです。

それからもう一つ、調整権を持つてゐるということ、これで、今あなた方の警察庁のほうで一つのいわゆる指示権を持つてゐる。その中に、まあうまくいかないというふうなこともあるやに聞きました。管区警察局が持つてゐる調整権の中に、いわゆる消化できないのか、その点どうです。

○後藤田正晴君 問題は、調整権と指示権ということになるかと思ひます。が、現在の調整権というものは、交

通警察等について、なかなか都道府県公安委員会それぞれのお立場があつて、県境にまたがっている同じ幹線道路で、境一つ異なるだけでスピード等の制限が違ふ。運転者としてはどこの県境かわからん。たまたま越してみればスピードが違つてたまたま違反に引つかかる、こういう実態なわけですね。そこで、われわれの運営の実態として、従来どおりいわゆる調整程度でうまくいくように話し合ひを進めてゐるわけでございますが、なかなかやはりそこは現在の県のそれぞれの立場があつて、いや、これはおれのほうが正しいのだ、片方は、いや、おれのほうが正しくないのだといつたようなことで、なかなかうまくいかん面があることもまた事実でございます。そういう特殊な場合には、やはり指示権というもので、それは客観的に見て、一番正しい線になおしていただかなければならぬ、こういうことがあり得るわけでございます。

○鈴木壽君 だんだん聞いてゐると、さつき長官のおつしやつたことと、官房長のおつしやつてゐることと違つてきましたよ。長官はさつき、交通のそういうような問題の調整に当たるだけじゃうまいかな場合には、一つの指示権をはつきり持つのだ。こうなりますと、違つてきますよ、あなたの方の答弁が。その点どうです、どっちがほんとうなのか。

○政府委員(後藤田正晴君) 先ほど長官の御答弁のときには、確かに調整調整という言葉を使つておられました。が、いわゆる法律的なやかましい言葉でいへば、長官の言つておられる意味

は、調整のための指示権を言つておられるのでございます。

○西郷吉之助君 関連、今の問題ですね、熱心に回答をやつてゐるけれども、完全にそこは一致しない点があるように見受けるのです。それで、それを解明するために私も御質問したいと思ひますが、今の問題、鈴木さんが詳細に質問しておられるのだけれども、私の考えでは、この改正案の内容は、現在本庁がやつておる。しかし、それを地方の管区に権限を委譲する。今は管区局長には、そういう法的な根拠がないけれども、実際には管区の各局長に相談するわけだが、しかし道路交通のこの規制の問題については、現在までは本庁の権限であつて、管区局長の権限にはなかつた。相談を受けても法的根拠がなかつたわけだが、今度、あなたの方の考えとしては、全国の幹線道路なんだが、だんだん発達してくるから、たとえばスピードの、今お話しのとおり、そういうものも、きめる際にはあらかじめ法的根拠に基づいて、管区局長が各県の意見を調整して万全を期する。管区同士のそういう問題があつたときには、これは国家公安委員会に相談する。そういうふうな実情に即して改正をしたい。こういうことでしよう。それでいいですね。

○政府委員(柏村信雄君) そのとおりでございます。

○西郷吉之助君 鈴木さんの御質問は、詳細にわたつてゐて、完全にまだ了解点に達してゐないようだけれども、大体鈴木さんおわかりになつたと思ひます。別にそれ以外のむづかしい根拠は何もないわけだね、ごくあつさ

は、調整のための指示権を言つておられるのでございます。

○西郷吉之助君 関連、今の問題ですね、熱心に回答をやつてゐるけれども、完全にそこは一致しない点があるように見受けるのです。それで、それを解明するために私も御質問したいと思ひますが、今の問題、鈴木さんが詳細に質問しておられるのだけれども、私の考えでは、この改正案の内容は、現在本庁がやつておる。しかし、それを地方の管区に権限を委譲する。今は管区局長には、そういう法的な根拠がないけれども、実際には管区の各局長に相談するわけだが、しかし道路交通のこの規制の問題については、現在までは本庁の権限であつて、管区局長の権限にはなかつた。相談を受けても法的根拠がなかつたわけだが、今度、あなたの方の考えとしては、全国の幹線道路なんだが、だんだん発達してくるから、たとえばスピードの、今お話しのとおり、そういうものも、きめる際にはあらかじめ法的根拠に基づいて、管区局長が各県の意見を調整して万全を期する。管区同士のそういう問題があつたときには、これは国家公安委員会に相談する。そういうふうな実情に即して改正をしたい。こういうことでしよう。それでいいですね。

○政府委員(柏村信雄君) そのとおりでございます。

○西郷吉之助君 鈴木さんの御質問は、詳細にわたつてゐて、完全にまだ了解点に達してゐないようだけれども、大体鈴木さんおわかりになつたと思ひます。別にそれ以外のむづかしい根拠は何もないわけだね、ごくあつさ

は、調整のための指示権を言つておられるのでございます。

○西郷吉之助君 関連、今の問題ですね、熱心に回答をやつてゐるけれども、完全にそこは一致しない点があるように見受けるのです。それで、それを解明するために私も御質問したいと思ひますが、今の問題、鈴木さんが詳細に質問しておられるのだけれども、私の考えでは、この改正案の内容は、現在本庁がやつておる。しかし、それを地方の管区に権限を委譲する。今は管区局長には、そういう法的な根拠がないけれども、実際には管区の各局長に相談するわけだが、しかし道路交通のこの規制の問題については、現在までは本庁の権限であつて、管区局長の権限にはなかつた。相談を受けても法的根拠がなかつたわけだが、今度、あなたの方の考えとしては、全国の幹線道路なんだが、だんだん発達してくるから、たとえばスピードの、今お話しのとおり、そういうものも、きめる際にはあらかじめ法的根拠に基づいて、管区局長が各県の意見を調整して万全を期する。管区同士のそういう問題があつたときには、これは国家公安委員会に相談する。そういうふうな実情に即して改正をしたい。こういうことでしよう。それでいいですね。

○政府委員(柏村信雄君) そのとおりでございます。

○西郷吉之助君 鈴木さんの御質問は、詳細にわたつてゐて、完全にまだ了解点に達してゐないようだけれども、大体鈴木さんおわかりになつたと思ひます。別にそれ以外のむづかしい根拠は何もないわけだね、ごくあつさ

は、調整のための指示権を言つておられるのでございます。

り考えていいわけだろう。

○政府委員(柏村信雄君) あつさり考  
えていただきたいと思ひます。

○鈴木壽君 みんなあつさり考えてい  
るとおかしな感じがするから。私  
も、現状からいつていろいろの不都合  
な点がある、これは何とかしなければ  
ならぬ、どうかで調整しなければなら  
ぬ、こういう考え方については否定は  
していませんよ。否定はしていません  
けれど、こういう形のいわゆる調整  
より、さらにもう一歩進んだ指示権と  
いいますか、そういうものを与えなけ  
ればやれないものかどうか。むしろこ  
れは悪口を言えば、管区警察局長は交  
通関係については何ら権限はないん  
だ、これにひとつ与えてやれと、こ  
ういふことになりはしないかと思ひ  
ます。根本的に現在の法にある各都府  
県警察の協議会というものを生かすこ  
とによつて、これはできると思ひます  
す。ただしさつきからしばしば申し上  
げておるうちに、単に局部的なそうい  
うことだけでなく、これは現在の状況は解  
決つかない面があるから、全国的な少  
なくとも主要幹線についてのそういう  
ことについては、やはり大きな立場か  
ら見た調整なり何かを行なう手だてな  
ら手だてが、もっとこれはあつてもい  
いと思うのですが、現行法にきめられ  
てゐるこれで解決つかないものはない  
と思ひます。それじゃ具体的にどう  
いうことですか。

○政府委員(富永誠美君) 交通は非常  
に広域交通になつておりまして、その  
点はおわかりかと思ひます。一つの道  
路が県境をこえまして一本でございま  
す。それで、かりにこういう問題があ  
るわけでございます。たとえていいま

すと、場所は第一京浜なり第二京浜国  
道にとつてみますと、公安委員会が通  
行区分帯というものを設定します場合  
に、かりに、東京は非常に交通が多  
い、トラックと乗用車が、第一京浜で  
いへば七、三の割合だ、だからあまり  
厳格にトラックをまん中の線から二番  
目のほうに持つていくと、こう食い違  
いが起つてなかなかむずかしい、だ  
からトラックを入れようというように  
東京は考える。今度は神奈川のほうは  
それほどでもないから、いやトラック  
はこつちだといふふうな県境で変わ  
つてしまふと、とても運転者の方々は困  
るわけなのでございます。そういうた  
事例がほかの場所でも起つてしまふと  
ほとと手をやいたことがあつたわけ  
でございます。それを結局調整するの  
に非常な時間がかつたといふことで実  
施をした人がかわるまでできなかった  
率直な話、もう時効にかつたから申  
し上げますが、そういうふうな実情の  
場合に、やはり一つのそういう区分  
帯を設けた交通規制をやろうという場  
合に、やっぱりこういうふうにはつき  
りと分掌がきまつておりますと、事前  
に管区でも相談されます。きまつてか  
らの調整というものは今実際非常にむ  
ずかしいので、そういう一般の運輸  
者が迷惑しない、被害が少くない程度  
において早く調整がうまくいくのじや  
ないか、これは実際私どもの経験しまし  
た事例でございます。

○鈴木壽君 今の富永さん、あなたの  
言うのはずっと昔の話でしよう。最近  
そんなことは出ておりませんよ。前の  
話なんです。それは前の話でも、あつ  
たことは事実でございまして、あれ  
も、これは東京と神奈川、あるいは静

岡との間の国道でそれをやるなら、私  
がさつきから申し上げてゐる通りに都  
道府県の協議によつて不可能じやない  
と思ひます。それをまた、もしかり  
に警察庁に持つてこられても、警察  
のほうで済むのか。足元の警察庁が管  
区警察局長。同じ東京都なんですか  
ら、何もそんなに不便だとか何とかい  
うことはない。むしろ、かえつて今ま  
でいたところと違つたところに、また  
もう一回持ち込まなければならぬとい  
うことになる。スピードとかそういう  
問題で、特にさつきからスピード制  
限が中心だとかいふような話がありま  
したけれども、その他のこまかい、た  
とえば右折左折をどうするか、駐車  
禁止がどうなるかとかいふのは、こま  
かいことであつて、それを部分的に解  
決すればできると、こういう問題なら  
私は、ある意味において、あなた方が  
考へたようなこういう法の改正も、は  
て必要じやないかと思ひつたりした  
ので、そこで私は冒頭に、具体的な問  
題でないとなかなかはつきり論議が進  
まないのじやないかと、こう申し上げ  
たのですが、お話を聞いている限りで  
は、そんなに現行でやつていくのが不  
便だとか何とかいふことはないんじや  
ないですか。富永さん、実際の衝に當  
つてゐるあなた、どうですか。

○政府委員(富永誠美君) 最高速度の  
制限については、何回も官房長から話  
がありまして、やっぱり各府県の  
公安委員会ではいろいろ科学的な基  
準でやつてはおりますが、たとえば交  
通事情があまりに違う、一方では四十  
五とかいふふうな端数をつける、一方  
は端数がつかぬといふふうになる。  
あるいは今後、都市交通といふものが

非常に複雑になつてきますので、今ま  
でも相当な規制の強化が行なわれて  
いるわけでございますが、そうしま  
す。どうして、その近府県にみな影響  
があるわけでございます。たとえば時  
間的に、ある道路の通行がむずかしい  
となつてきますと、そういう都市  
に入つてくる車が多いわけございま  
すから、そういう場合には、やはり  
調整問題といふものも実際はいろいろ  
出てくるわけでありま。

○委員(石谷憲男君) 速記をとめて。  
〔速記中止〕  
○委員(石谷憲男君) 速記をつけて。  
午前はこの程度にし、午後一時三十  
分まで休憩いたします。  
午後一時五十分開会  
午後一時五十分開会  
○委員長(石谷憲男君) 休憩前に引き  
続き、委員会を再開いたします。  
警察法の一部を改正する法律案の質  
疑を続行いたします。  
御質疑の方は順次御発言を願いま  
す。  
○鈴木壽君 改正案のうち、警察庁に  
おける麻薬関係の警察官十人の増員  
に關連してございしますが、いづれそ  
の増員等の問題については後ほどお尋  
ねをいたしてみたいと思ひますが、ま  
ず最初に、麻薬対策に対する政府の取  
り組み方についてひとつお聞きしま  
し、どうですか。

で、内閣には、麻薬対策の關係關係  
會議とかあるいは麻薬対策の推進本部  
といふようなものができております  
し、さらに最近、地方の公共団体に  
も、そういう何といひますか一連の対  
策本部みたいなものを作れと、こうい  
ふふうなことになるやうでございま  
すが、この麻薬対策の推進本部の  
ほうから、対策についてのこういうふ  
うな一つの機構の問題、それからさ  
らに、どのような実際の仕事をしてお  
られるのか、こういうことについて、ま  
ず最初に概括的な御説明をいただき  
たいと思ひます。

○政府委員(古屋亨君) 総務長官が他  
の委員会に出ておりますので、私御了  
承を得まして御答弁申し上げます。  
ただいまの麻薬の問題につきましては  
は、実はこの問題がきわめて重要であ  
り、しかも緊急を要する問題である  
といふので、昨年の十月十六日に閣議決  
定をもちまして内閣に麻薬対策關係  
僚會議を設置するといふことにきめ  
まして、構成員をいたしましては、法務  
大臣、外務大臣、大蔵大臣、厚生大  
臣、運輸大臣、国家公安委員長、内閣  
官房長官、総理府総務長官をもちま  
して關係僚會議を設置したのでござい  
ます。これと同時に、麻薬対策推進本  
部を設置することになりまして、麻薬対  
策に關しまして關係行政機關が、御承  
知のように多々にまたがりますので、  
關係行政機關相互間の事務の連絡を密  
にいたしますとともに、総合的、効果  
的な対策を推進するために、総理府に  
麻薬対策推進本部を設置いたしまし  
て、本部長は総理府総務長官、本部長  
は關係行政機關の職員のうちから本  
部長が指名をいたしまして、総理大臣官  
房においてこの事務を処理することに  
いたした次第でございまして、機構の  
点につきましては今申し上げましたよ  
うに、麻薬対策關係僚會議と麻薬対  
策推進本部を設けておるやうな次第で  
ございまして、それでこの會議を設けま

して、推進本部におきましては、十月に設置いたしましたから、本部並びに幹事の幹事会を開催いたしました。麻薬対策の基本方針について検討いたしました結果、大体四つの点、一つは啓発指導の点、第二は麻薬犯罪取り締まりの強化の点、第三は麻薬中毒者対策の強化、それから第四は麻薬管理の強化、こういうような四つの柱を内容として、これを閣議において承認していただき、関係各省が協力にこの線に沿って推進することにした次第でございます。それ以後、対策本部におきましては、今申し上げました四つのおもな柱に基づきまして、要綱の具体的な実施方法につきまして推進をし、連絡をいたし、それによって仕事を進めると同時に、各省庁におきましても、この柱のもとに可能なものから実施に移しまして、特に啓発指導、取り締まりの強化等をはかってきたのでございます。取り締まり職員、ここで問題の出ました増員の問題、活動経費の増額の問題、中毒者施設の整備強化、こういうような予算措置を必要とするものにつきましては、財政当局と折衝いたしまして、来年度予算案におきまして、それぞれある程度の予算を確保いたします。同時に罰則の強化、中毒者の収容施設の強化等、立法措置を必要とするものにつきまして、麻薬取締法の一部改正法案として、目下提案されている次第でございます。

なお、地方におきましては、麻薬対策を強力に推進いたしますために、麻薬濃厚地区が存在いたします八都府県に地方麻薬対策推進本部を設置する

ことを決定いたしました。部長から関係都府県に通達をいたしている次第でございます。

○政府委員(古屋亨君) 私から概括的に取り締まり強化の、先ほど申しました柱の一つとして取り締まり強化をい

たすということをお願いして、各省でどういう措置をとられたかということ、後ほど各省から御報告していただきますが、取り締まり強化の線と

いう点におきましては、一つはどうかして外国から入ってくる麻薬の根源を断たなければならない。これのために

関係省が必要とする取り締まりの施設、あるいは施設と申しますか、資材、取り締まりの増員、あるいはその

ための情報確保するに必要な地域に駐在官を派遣するというような問題

は、この麻薬取り締まり強化の、先ほど申し上げました四つの柱の一つの取

り締まり強化の点であられるところの

でございます。なお、警察官増員ということも取り締まり機構の強化、連絡調整をよくするということのような問題の

一つとして取り上げられて、厚生省関係の係官の増員、あるいは検査官の増員ということもその一環として取り

上げたものでございます。厚生省並びに警察庁あるいは海外のそのための情報源の、麻薬専門の何と申します

か、駐在官と申しますか、そういう点につきましては各省から報告いたしま

す。

○政府委員(柏村信雄君) ただいま古屋副長官からお話がありましたように、麻薬取り締まりの強化のために警

察といたしましては、地方公務員である第一線の警察官五百名を増員するよ

うに来年度予算で要求をいたしておるわけでありまして、また、ただいま御審

議を願っております警察法の一部改正法律案の中に警察庁及び管区警察局

に配置すべき麻薬取り締まりの要員十名をふやすようにお願いをしておるわけでございます。

○政府委員(牛丸義留君) 厚生省関係で麻薬取締官事務所に十三名の増員をお願いし、また濃厚府県に対する対策

として、十八名の麻薬取締官の増加を見ましたのも、先ほど副長官から申し

ましたように、取り締まり強化の一環としての予算措置だというふうに考

えておる次第でございます。

○政府委員(柏村信雄君) ただいま申し上げました五百名の増員につきまして

は、主要都府県十五の地方にこれを配置いたしまして、重点的に取り締ま

りを実施いたして参りたいと考えております。なお副長官から、先ほどお話

のありました海外駐在官は警察の職員一人を外務省に移しかえまして、とり

あえずパンコックにこれを派遣して、麻薬情報の収集、連絡に当たらせるよ

うにいたしたい。したがって、警察法の一部改正におきましては、麻薬

関係十名をふやし、一名を外務省に移しかえるといふ意味におきまして、純増九名という改正案になっておるわけ

であります。

○鈴木壽君 従来麻薬対策について、

まあいろいろ問題になっておりまし

て、中毒患者の問題、さらにこれに

伴って生ずるいろいろな犯罪等のこと

で、非常に憂慮されておったわけであ

りますが、この対策についていろいろ

聞いてみますと、専門にこのことに

当たるまあ一つの例として申し上げま

すと、犯罪取り締まりの面からいいま

す。人員の問題あるいは経費の問題、

こういうことで非常に現在に苦しい

のだ、こういうことをしばしば私ど

も聞いておったわけなんです。ありま

す。が、今回の増員になります五千名、

また警察庁関係の十名、あるいは厚生

省関係の取締官が十三名、それから地

方関係の取締官が十八名、こういう増

員で、あなた方が従来手不足をかこつて

きた、それが解消されるというふうな

見通しをお持ちになるかどうか。何か

私どももこう見ますと、取締官十三名

の増員あるいは警察官の五百名の増

員と申しても、非常に今のおびただし

く蔓延しておる麻薬関係のこういう

事犯、あるいはさらに、また非常に

巧妙、かつ組織的になった、こういう

いろいろなルート、摘発というふうな

ことになつて、はたして、これでい

いかどうかという心配を持つわけなん

でありますけれども、そこら辺につい

てどういうお見通しでありますか、聞

きたいと思つております。

○政府委員(柏村信雄君) 厚生省関係

は別にお話があるかと思つていますが、

警察といたしましては五百名で十分か

というお話に對しましては、ここで五

百名ならもう十分でございますという

ことは、申し上げにくいわけございま

す。実は、内輪の話を申し上げま

すと、われわれとしては一千名の増員

をいたしたいということで、政府部内

で折衝をいたしておったわけございま

す。が、いろいろな事情で、とりあ

えず五百名というところに落ちついた

わけでございます。しかしながら、現

在の陣容というものと比較いたします

と、飛躍的な増強でございます。現在

専従している者は六百名程度ござい

ます。したがって、おおむね倍加され

るということに相なります。現在麻

薬に対する一般の世論も非常に高ま

つて、

麻薬

対策

推進

本部

設置

する

こと

に

対

し

て

は

、

こ

の

増

員

は

、

こ

の

増

員

は

、

こ

の

増

員

は

、

こ

の

増

員

は

、

こ

の

増

員

は

、

こ

の

増

員

は

、

こ

の

増

員

は

、

こ

の

増

員

は

、

こ

の

増

員

は

、

こ

の

増

員

は

、

こ

の

増

員

は

、

こ

の

増

員

は

、

こ

の

増

員

は

、

こ

の

増

員

は

、

こ

の

増

員

は

、

こ

の

増

員

は

、

こ

の

増

員

は

、

こ

の

増

員

は

、

こ

の

増

員

は

、

こ

の

増

員

は

、

こ

の

増

員

は

、

こ

の

増

員

は

、

こ

の

増

員

は

、

こ

の

増

員

は

、

こ

の

増

員

は

、

こ

の

増

員

は

、

こ

の

増

員

は

、

こ

の

増

員

は

、

こ

の

増

員

は

、

こ

の

増

員

は

、

こ

の

増

員

は

、

こ

の

増

員

は

、

こ

の

増

員

は

、

こ

の

増

員

は

、

こ

の

増

員

は

、

こ

の

増

員

は

、

こ

の

&lt;

ておるような状況でございますので、  
そういう面からの啓蒙あるいは警察に  
対する協力のようなことも、今後従前  
に比して増してくるものと考えられま  
すし、われわれもそれを期待いたし  
ておるわけでございます。とにかく、  
この五百名を最も有効に、重点的に活  
用して、所期の目的を達成するように  
努力して参りたいというつもりでおる  
わけでございます。

○政府委員(牛丸義留君) 麻薬取締官  
の増員につきましては、ただいま警察  
庁長官がおっしゃったことと大体同趣  
旨でございますが、とにかく麻薬取締  
官は非常に専門的な一つの技術を要す  
ることでございまして、そう一挙に  
増員を計画しても人を得られないとい  
う面等あります。また他面におきまし  
て、警察で相当数の増員もまたわけで  
ございまして、彼此それぞれの特徴  
を發揮することによって、協力し、ま  
た各自の行政を遂行すること、現在  
よりもよりよい効果が得られると思  
いますけれども、これで十分であると  
は、私ども考えていないわけでありま  
す。

○鈴木壽君 これは、こういうことに  
関係する人たちのただ人数が多いから  
効果がすぐあがるのだ、こういうふう  
な簡単なことを申し上げようと思っ  
ておりませんが、しかし従来から、い  
ろいろ言われておりましたことは、先  
ほど私が申し上げましたように、どう  
してもこれでは人員が足りないのだ、  
また経費も足りないのだ、こういうこ  
とで、思うことの何分の一しかできな  
いというようなことを言われたこと  
が、たしかあったと思うのでありま  
す。だから、そういう点からします

と、的確に、何人あればいいのか、こ  
れは私自身わかりませんが、何か五百  
名で事足りると、あるいは厚生省関係  
の十三名、あるいは地方における取締  
官の十八名、こういう増員でいいんだ  
というふうなことであつては、さらに来  
年になって、また足りないのだ、なお  
不十分だと、こういうことでやられる  
ようなことがありますれば、私は残念  
なことだと思ひます。本気になつてや  
はり対策を講じるならば、経費の面  
においても、あるいは人員の面におい  
ても、やはりよほど腰を据えた、そう  
いうものを持つてやらないといけない  
んじゃないかと、こういう点から今言  
つたように、私自身何名いなきゃなら  
ぬとか、そんな数字は持つておりませ  
んけれども、何かしかし不安なところ  
がございまして、そういう点について  
不安がないのかどうか、こういう意味  
でお尋ねをしたわけなんです。

そこで厚生省の方にお聞きしますが、  
これは取り締まりのほうは百五十名以  
内というふうになつていますね。それ  
から地方の取締官の場合は百名以内、  
こういうふうになつておるようであり  
ますが、これは全部今充足されて百五  
十名あるいは百名、そういう人員を  
ちゃんと確保できてフルに動いてお  
る、こういうふうに言えるかどうか、  
その点一つ。

○政府委員(牛丸義留君) 麻薬取締  
官の現在の取締官は百三十八名で  
ございまして、これは全部充足されてお  
ります。それで麻薬取締法の百五十名  
以内というところで、その中の、現実  
は百三十八名でございまして、司法警察  
官としての職権を持つております。こ  
れは全部充足されております。それか

都道府県百名は、これも充足されてお  
るわけであります。現在欠員は取締  
官についてはございません。

○鈴木壽君 最近、これは厚生省な  
り、それから警察庁で、最近といわれ  
ないかも知れませんが、これは少し私  
持つておるのは古いやつでございま  
す、大体三十六年度のやつでございま  
すが、これを見ますと、ますます麻  
薬関係の害というものは恐るべき状況  
になつてきておる、このまま放置で  
きないというふうな感じを深く抱かせ  
られるわけなんです。そういう  
時点において私先ほども申し上げま  
したように、これは放置できない問題で  
ありますから、思い切つて麻薬患者の  
根絶というところに向かつて手を打た  
ないやうな時期にもうきていますのだ  
というふうな思ひわけです。これ  
ほどの程度正確なのか、私はつきりわ  
かりませんが、菅原通済さんの書い  
たものの中に、あの方は売春何です  
か――の委員長をしておられ、こち  
のほうに非常に関係しておられるよ  
うであります。中毒患者が四万人、常  
用者が二十万人、愛好者が五十万人と  
いわれておる、これに年間九百億円ぐ  
らいの金が流れておる、あるいは消費  
されているといつたらいいか、こうい  
うこと。しかも日本へ入つてくるルー  
トはいろいろ、もうわれわれの想像以  
上のものがあるようでございまして、  
こういうのに対していかにして取締  
まりを進めていくかというところにな  
りますと、これはたいへんな問題だと思  
うわけなんです。どうでしょう。

○政府委員(相村信雄君) 麻薬の取締  
まりにつきましては、まず麻薬とし  
て用いられるものの大部分はヘロイン  
でございまして、これは全部海外から  
密輸されてきておるわけでございま  
す。したがって、根絶を絶つたため  
には、やはり海外の密輸ルートを絶つ  
というところがひとつ大きな問題として  
あるわけでございまして。今度駐在官を  
派遣するというのが、わずかに一人で  
ございまして、そういう趣旨から出  
ておるわけであります。

その次には、この密輸された麻薬と  
いうものが、いわゆる密売団の手に  
渡つておる、巧妙な手段によつて  
末端に流されてくるというところで  
ございまして、こういう秘密組織を剔  
抉していくということが第二段の問題と  
して重要視されなければならぬわけ  
でございまして。

第三に、末端で麻薬を譲り渡す、あ  
るいはこれを買受けるという、その  
末端の犯罪というものをやはり摘発し  
ていく必要があるというふうな考  
えをわけでございまして。ただ末端の使用者  
というふうなものになりますと、こ  
れはそれ自体犯罪ではございませ  
んけれども、ある意味においては麻薬の犠牲  
者でもあるわけでございまして、麻薬  
について詳しく申し上げる必要もな  
いと思ひますが、一度これのいわゆる中

毒にかかつて参りますと、もう用  
意にはおられないわけでございま  
し、だんだん中毒に近くなつてく  
ると、もうどうしても使いたいとい  
うことで、高い金を払つて、これを施用す  
るということに相なるわけでございま  
す。それがまた自分の麻薬を金  
を作るために、さらに自分の周囲に麻薬  
施用者をふやしていくというふうなこ  
とで、手口として起つてくるわけで  
ございまして。そういうふうなことで、  
非常にふえる。やみからやみにふえて  
いく性格のものでございまして、これ  
をやはり摘発いたしまして、単にこれ  
に対して刑罰を科するというだけでな  
しに、強制的にこれを收容して、麻薬  
中毒を治してやる。そうして、これに  
対して更生する一つの機会を与えてや  
るということが必要になるわけでござ  
います。この点は厚生省の所管として  
あとで御説明もあるかもしれませ  
んが、今度強制收容施設等を作られる予  
定になつておるようでございまして、  
そういうことで、結局末端の施用者と  
いうものは、やはり単にこれを刑罰的  
に戒めるといふことだけではなしに、  
治していく。それから、そういうもの  
に陥りそうな者に対しては麻薬の害  
というものを十分に周知せしめて、世  
間一般で麻薬禍に陥らないような啓蒙  
宣伝ということがやはり必要になつて  
くる。このような各面の施策を総合し  
てやることによって、初めて麻薬のわ  
ざわいというものを撲滅し得るのでは  
ないかというふうな考へるわけでござ  
います。

見通しということを申されたのであ  
りますが、こういう非常な秘密な組織  
であり、またこれを密輸し、密売する

ことによつて莫大な利益を得るといふことでありますから、なかなか容易にこれを撲滅するといふことは困難と思ひますけれども、最近社会の認識も非常に改まりつつありますし、取り締まり態勢というものが非常に最近強化される傾向にございますので、この機会にひとつ国民運動として麻薬撲滅という旗印をあげてやつて参りたいといふふうに思つておるわけであります。また麻薬の密売につきまして、最近特に目立ちますのは、いわゆる暴力団がこれに介入していくといふことでございますので、麻薬の警察官五百名で十分麻薬についての努力をいたしますと同時に、一般暴力取り締まりというものから、また麻薬犯罪というものを見つけ出す機会も非常に多いと思ひますし、また麻薬を取り締まってい

く過程において暴力団というものを徹底的に糾明していくという両様の作用が出てくると思つております。麻薬取締官のみが麻薬をやるといふのでなく、麻薬取り締まりの警察官はもっぱら麻薬をやるといふのも麻薬と関連する関係においては太いにはやはり麻薬取り締まりに力を入れてもらふといふような体制を考えておる次第でございます。

○鈴木壽君 麻薬専任の警察官と、それから厚生省のほうの取締官ですね、これと実際の仕事の面は一体どうなつてゐるのか。もつと申し上げますと、これは協力関係にあるといふふうなことでなつておりますが、何か担当の分野で相違があるのかどうか、そこら辺を少し双方からお聞きしてみたいと思ふのですが。

○政府委員(柏村信雄君) 法律的には麻薬取締官と取締官という両者が競合する形になるわけですね。しかしながら両者の間の協定をいたしまして、麻薬の正規のルート、正規に動いていくルートに關連した犯罪というふうなものを、もし警察において摘発した場合に、十分厚生省関係のほうに連絡をとつて、できればそつちのほうでやつていただく。また麻薬取締官のほうで、他の犯罪にかかるといふようなものは、すみやかに警察のほうに連絡をしていただく。警察のほうで麻薬以外のものにまで十分手を伸ばしていくといふようなことを協定をいたしておるわけでありまして、なお、正確にはまた局長からも申し上げるかと思ひますが、一応協定はそういうふうでありまして、し、またときどき連絡をいたして、大きい問題については個々具体的に相談をするといふふうな心がけるようにいたしておるわけでありまして。

警察の業務としての犯罪の撲滅、そういう犯罪の検挙といふふうな面もございしますので、私もはそういう本質的な目的を取締官が忘れないようにといふことで、その考え方に立つて、申し上げましたような両省庁の協力をやつていきたいという、そういう考え方でやつていくほうが最も妥当じゃないか、また現在そういう考えで警察と私のほうはやつておると思つておるわけでございます。

○鈴木壽君 取り締まりの面で一番大事な問題は、先ほど局長からも言われましたように、これはいろいろ問題がありまして、特にこの麻薬の根絶を期するといふ立場からしますと、海外からの密輸のルートと、国内における秘密な販売のルート、まずこれが先決問題じゃないか、これを根本的に断たない限り、今の麻薬の問題は、これは解決できないと思ふ。もちろん、先ほど申しましたように、たとえば常用者、あるいは患者の保護の問題とか、これはいろいろ問題がありますけれども、それは取り締まりという対象からは、一応まず抜いて考えてもいいんじゃないかと思ひますが、そういう販売の面からする取り締まりといふものは、いろいろ手を入れなければならぬことは、やっぱり秘密の販売のルート、これをどうつかんで、どう撲滅せしめるかといふことだと思ふのです。

○政府委員(牛丸義留君) 私どものほうからの立場で申し上げますと、中央においても私どもと警察庁の間には、そういう常時連絡の体制をとつておりますが、各濃厚地区の府県におきましても、警察それから麻薬取締官、それに各地方の検察当局も加わりまして、具体的に犯罪についても、そういう検察当局を中心にして、両省庁、それに税関、海上保安庁等も事件によつては関係があるわけでございますから、そういうものが常時連絡する体制をとつていくわけでありまして、そして具体的な犯罪の捜査だけじゃなくて、一般的に麻薬をどうするかという問題に対しても、そういう問題がないときでも、大体毎月連絡会議を開くといふのが、濃厚地区においては現実の姿でございます。

○政府委員(牛丸義留君) 私どものほうからの立場で申し上げますと、中央においても私どもと警察庁の間には、そういう常時連絡の体制をとつておりますが、各濃厚地区の府県におきましても、警察それから麻薬取締官、それに各地方の検察当局も加わりまして、具体的に犯罪についても、そういう検察当局を中心にして、両省庁、それに税関、海上保安庁等も事件によつては関係があるわけでございますから、そういうものが常時連絡する体制をとつていくわけでありまして、そして具体的な犯罪の捜査だけじゃなくて、一般的に麻薬をどうするかという問題に対しても、大体毎月連絡会議を開くといふのが、濃厚地区においては現実の姿でございます。

○委員長(石谷憲男君) 速記をとめて。  
〔速記中止〕  
○委員長(石谷憲男君) 速記を始め

○委員長(石谷憲男君) 速記を始め

○委員長(石谷憲男君) 速記を始め

○委員長(石谷憲男君) 速記を始め

○小柳勇君 特別交付税について、各県からも請願が相当出てゐると思ひますが、特に産炭地域の失業対策事業、生活保護費、あるいは鉱害復旧などについては、今年度は特別の配慮がなされるのかどうか、お聞きしておきたい。

○説明員(松島五郎君) お尋ねのございました産炭地の失業対策事業あるいは鉱害復旧事業等につきましては、昨年度あるいは一昨年度以来、当該団体の財政状況にかんがみまして、できるだけ厚い配慮をいたすようにして参つております。今年度におきましても、その線に沿つてやつて参りたいといふふうに考えております。

○小柳勇君 いつごろになつたらきますか。

○説明員(松島五郎君) 先ほど申し上げましたように、今月中に決定したいと私どもも事務的には考えておりますが、雪害の関係等がございまして若干決定がおくれしておりますので、あるいは三月にわたることがあるかもしれません。

○説明員(松島五郎君) 市町村分につきましては数が多いことをごさいますし、県の当局の意見も聞かなければならぬので、漸次聞き取りをいたしまして、その場で決定できるものは決定いたしております。ただ、県分につきましては、全体のまとまりましたところで最終的に決定をしたいと思いますので、県分は若干おくれると思ひます。したがって、御質問の点も市町村分につきましては、できるだけ具体的なにお答えいたします。

○小柳勇君 市町村分につきましては急いでありますが、県のものについて——県会の方から、先般県議長などが参りまして切実な陳情があつておりますが、県の分についての質問をいたしまして具体的な答弁はできませんか。

○説明員(松島五郎君) 私がお答えできます範囲内のこととお答えいたしますので、具体的に申されましても、金額まではちよつとお答えできないと思ひます。

○小柳勇君 それじゃ、増額するかどうかだけをお聞きいたしましょう。まず第一は、失業対策事業について特別交付金を、福岡県の場合、考へているかどうか。

○説明員(松島五郎君) 失業対策事業費の分につきましては、おそらく昨年度より福岡県はふえるだろうと予想いたしております。

○小柳勇君 金額の点、項目の点、中の具体的な問題が細部にわたつてありますから、今警察法改正案の質問の途中でございまして、二月の末日までの決定について、いつごろだったならば具体的な数字が出るか、そのことだ

け御答弁願へば、あとの質問はまたの機会にいたします。

○説明員(松島五郎君) 二月末日までに決定をいたしました場合においては、三月一日以降において具体的な内容についてもお答えができると思ひます。決定をいたす前において、県別に何かが幾らかということは、私どもとしてはお答えをいたしかねます。

○小柳勇君 それじゃ、具体的に小さい数字に入つて質問しませんが意味がありませんか、もう少し内部的に話がきまりましたあとで、その後の特別交付金の根本的なものについて質問することにいたしまして、私の質問は保留いたしておきましよう。きょうはこれで終了します。

○委員長(石谷憲男君) 本件の調査は、本日はこの程度にいたしたいと存じます。

○委員長(石谷憲男君) 警察法についての質疑を続けます。

○鈴木憲君 それでは、先ほどの続きでございますが、協力関係についてでございますが、お話しございましたように、「警察庁と厚生省との麻薬に関する犯罪の捜査に関する協定」について、こういうものを三十二年の三月に出されておる、これを私も見ております。これに基づいて一その緊密な連絡のもとにいろいろやつておられると思ひます。ただ私、実はちよつと心配したことがあるわけなんです。というのは、「麻薬事犯の実態とその取締り概況」——これは厚生省の業務局のほうで作られた昨年の三月に出したやつ。それから昨年の四月に出された警察庁保安局保安課で出しましたところ

の「麻薬犯罪の実態とその取締り概況」、こういう二つのものを比べてみると、はたして緊密な連絡がとれてゐるのかどうかという点に疑問がわいてくる。数字的な問題でちよつと疑問に思つたことがありますから、これをひとつ明らかにしたいだけならば幸いだと思いますがね。厚生省で出した「麻薬事犯の実態とその取締り概況」の中で、三十六年の検挙の件数が二千二百三十五件、人員が二千六百六十五名、それから警察庁のほうで出された数字を見ますと、件数が二千二百三十、人員が二千二百九十六、こういう数字が出ておるのであります。私はまあこういう統計の場合に、それぞれの省で取りまとの方法もあると思ひますし、多少の数字の相違というもの、何もそんなにどうのこうのといふべきじゃないと思ひますが、ただここで私申し上げたいことは、警察庁のほうでは、人員においても件数においても、そういう三十五年中のそれと比べて、件数においては、一・二・四・人員においては一・四の減少になつてゐる。それから厚生省のほうの数字を見ますと、先ほども申し上げました数字が三十五年より件数において一・三、人員においては一・五の増加を見てゐる、こういうことが出ておるのであります。そこでさつきも申し上げましたように、私多少の数字の食い違いとか何とかいうことを問題にするのじゃなくて、実はこういう一つの数字をもとにしたいろいろな判断なり、したがつてそれから出てくる対策なりというものが、むしろこれは当然立てられると思うのであります、その場合

に、一方には前年より減少してゐるのだ、一方においては前年よりふえてゐるのだ、これでは前提が少し違つてくると思ふのです。それが実際の取締り活動に何も影響しないのだ、それはそれなりの一つの統計上の結果だと、こういつてしまえばそれまででありますけれども、何か一方は年々減つてきてゐるのだ、いや一方は年々ふえてきてゐるのだ、ここに一つの認識の相違が、今後の取締り活動のそういうことについて何かと違いが起るわけなんでしょう。それで、ほんとうに密接に連絡をしておるとすれば、こういうふうな結果が出てこないのじゃないかというふうにも思ふのです。単に実際の現場における連絡とか協力とか、あるいはいろいろ話合ひとかいふこと以外に、やはり全般的なこういうことにつきまして密接な連絡のもとに、統計を使うにしても、これは同じ政府の中の統計なんですから、これは同じ見方が違ふとか、数字が著しく食い違ふというふうなことがあつては少しおかしいのじゃないかと思ふのでございまして、その辺どういふ事情で警察のほうはこういう数字になり、厚生省のほうでは、先ほど申し上げましたこういう数字になつたのか。また、それに対して前年度より一方のほうは減つておるといふし、一方のほうはふえてきておるといふ、こういうことになつたのか。そこら辺ひとつ、これは三十六年度の統計で少し古いのであります、私、三十七年のそれを持つておられますから、最近のものとして私持つてゐるのにはそういうふうにありますから、そこら辺ひ

とつ説明を願ひたいと思ひます。

○政府委員(牛丸義留君) 三十六年の数字で多少差ができてゐるという御指摘はありますが、私ちよつと両方が照合しておりますので、その点については後ほど詳細調べて、その点の御報告を申し上げますが、私どものほうで検挙人員、検挙件数を集計しておりますのは、実は国連の麻薬委員会に報告する義務があるわけでございます。その年報の集計で関係各省のその年の集計を全部私のほうでまとめまして、そしてそれを国連に報告を出してゐるわけでありまして。したがつて、私どものほうで出しているのは、おそらくその数字じゃないかと思ひますが、締め切りの時期によつて多少ズレがございまして、その省庁の都合によつて、どういふふうな集計をなされるかということでも多少数字の食い違いはあるかと思ひます。しかし三十六年ですでに国連の年報に出している数字でございますので、それは私どもだけの取り扱つた件数じゃなくて、警察が一審大きな事件の取り扱ひをなすつておられると思ひますので、警察、それから税関、海上保安庁、厚生省の麻薬取締官、あるいはそれと相互協力によつてやつた事件、そういうふうなものをみんな集計しまして、そして年報として出してあります。そして年報も締め切りの期間がたしか大体例年四月から五月に国連の麻薬会議がございまして、二月ごろが締め切りの時期だと思ひますが、一応二月で締め切られて、そして、その後その年間の統計が追加された場合には、年報の修正としてあとで報告する。そういうふうな措置をとつておりますので、それを全部まとめて

みましたら警察庁の報告も私どもの報告も同じじゃないか、しかし、その途中の段階において行政事務の都合上、集計をなさったものに対しては多少の食い違いがあるかもしれないというふうには私は考えるわけでありまして。しかし具体的に今の御指摘になりました二つの集計がどうして食い違ったかという事は、ただいま両方の資料を手元に持っておりますので、もし何でしたらよく事情を調べまして御報告したいと思ひます。

○鈴木壽君 警察のほうで何かございせんか。

○政府委員(野田章君) 警察庁で出した数字はこの二千二百三十件、二千二百九十六人という数字は三十六年中の警察官が検挙した件数、警察官が検挙した人員というものでございまして。ただいま厚生省からお話がありまして、そのほかに検察官がやりました分、あるいは麻薬取締官が検挙した分、そういうものを全体として集計して国連のほうに出すという場合の集計の仕事は厚生省のほうでやっておりますわけですが、お話のようにに多少数字の食い違いというものは今後ともよく基礎数字を各省庁持ち寄りまして、そういった食い違いがないように努力していきたいと存するのであります。

なお、減少とかあるいは増加とか言います点は、警察庁において検挙いたしました三十五年の件数の同じページにありますように、二千五百四十五件に比べれば二千二百三十件というのは三百十五件減、これは単純に算術だけの問題でございまして麻薬犯罪そのものの趨勢と申しますよりは、その年に

警察官が検挙した件数というものが算術的にそういう数字であると、そして検挙にならない潜在的麻薬犯罪全部を通しての問題でありますから、この数字が直接麻薬捜査の態勢、あるいは捜査、検挙の基本方針というものにそう影響するものではないというふうに存じております。

○鈴木壽君 今の警察のほうの後段のことを私は聞いていないのじゃない。私はもはつきり検挙の件数、検挙の人員を対象にして話をしているのですから、そんなことを聞いていないのじゃないのです。そうするとこれはあれですか。

警察のほうは二千二百三十件、三十六年中の一月から十二月の、というふうの数字、これは警察だけがやった件数、そのほかに厚生省の統計のほうで、それにその他のところでやったそれがプラスになっている、こういうことなんです。

○政府委員(牛丸義留君) そのとおりでございます。関係各省庁の件数と人員の数を全部集計をして、私のほうは統計を出すというところでございまして。

○鈴木壽君 最終的に、そうしますと厚生省がやっているのは国全体として検挙件数なりあるいは検挙の人員なりというものは、あなたのほうでまとめたそれが最終的なものと、こういうふうに理解していいのですか。

○政府委員(牛丸義留君) これは国連に報告のものでございましてから、そういうふうな理解願えればけっこうだと思います。

○鈴木壽君 それにしても、一方では前年より増加を見た、一方ではしかも十何%ずつの偏差があるわけですね。ここらはどういうことなんです、

そうなる。

○政府委員(牛丸義留君) これはよく統計には出てくるわけでございまして、非常にその年によって検挙が成功を見た場合と、それから努力はしたけれどもなかなか実績は上がらなかったというところが間々あるわけでございまして、厚生省の実績にいたしまして、王漢勝の事件がたしか三十四年でございまして、このあたりは検挙人員それから件数、それから押収したヘイロンの量も非常に多かった。ところが翌年になると実績は減るというふうなこともありまして、それは警察庁の今の減少というのも前年度三十五年度が三十六年度に比べて成功されたというふうな意味ではないかと思うのでありまして、これは国連会議でもそうですが、私が出席したときも問題になりました、そういう説明があったようござい

ますが、これは一つの傾向の中における一種の変化だというふうな御理解願えれば幸甚だと思います。

○鈴木壽君 私、本質的な問題じゃないから、これにはどうのこうのというつもりはないけれども、あなたの方かしいですよ。というのは、三十六年度の件数において、検挙件数があなたのほうで二千二百三十五、警察のほうで二千二百三十、それから人数において警察のほうで二千二百九十六人、あなたのほうでは二千六百六十五人ですが、この差は先ほどのあなたの御説明によつてわかりました。しかし三十五年度との比較において一体どうなるか。あなたのほうでは全部をまとめた件数でいつて、そして一方ではあなたのほうの見方では件数において一三%の増、人員においては一五%の増加を

見ておるとすれば、三十五年度の件数というのは三十六年度の件数よりは、あなたのほうのまとめた二千二百三十五件よりはるかに下でなければならぬですね。そうでしょう。ところが警察の単独でやったものでは二千五百四十五件ある。あなたのほうはふえたのだから三十五年度は三十六年より不足でなければならぬ。だから二千二百ぐらいなのか、二千二百を切れるのか。いずれ十何%のダウンしたところの数字でなければならぬ。ところが三十五年度警察だけでやったのが二千五百四十五件ですから、不足になるどころか、はるかに警察のほうでは多くの検挙数がある。そうすると三十五年のあなたの方の統計では、この警察が二千五百四十五件という検挙した数を一体どこをどう使っておるのか。全然入っていないじゃないかということになるでしょう。私さっきも申し上げましたように、これは本質的な問題じゃない、せいせんから、これ以上申し上げませんけれども、ただ私はやはり連絡やなんかということ、現場におけるいろいろな連絡もさることながら、これはこういう計数からという時点で立つて今後どうするかという対策が生まれる一つの大事な資料として使わなければならぬし、それが警察ではこうだし、厚生省ではこうだしと、これでは同じ政府の中での、しかも協力して麻薬対策を進めて参らなければならぬというふうな段階においては、私はそういうやり方というのはおかしいと思うのです。一体どこに緊密なる協力なんということができるかと、少し皮肉なような言い方でございましてけれども、こういう協定の文書だけは出して

いるけれども、実際ににおいてはてんでんばらばらな仕事をしているのじゃないかともいいたくなるような気もするのです。しかし何べんも申し上げますように、本質的な問題じゃございませぬからやめなければ、やはり出てくる統計というものは同じ政府から出てくる統計ですから、多少時期的にずれることによつて数字の食い違いもある。これは確かにあります。これはさっきの冒頭そのことは申し上げておきましたから、だから私こまかい数字の食い違いについて、どうのこうのと言ふんじやないけれども、しかし著しいという何といひますか、認識の食い違いがあるような、そういう数字なりあるいは数字をもとにした判断というものを、双方で持っているというところは、私はおかしなことじゃないかと、こういうふうなことなんです。この横文字の入つたりしたのは、これはあなたのほうから私前にもらつたんですけれども、これは今の国連のほうに報告するという最終的なトータルになつていくわけですね。どこかの事件で、警察はその後に作つてあるのだと、警察の件数のほかに、たとえば二千二百三十のほかに、なお他の官庁といたしまして、他のほうの機関に五件なら五件、人数にして何人くらいというものを警察のほうで作れば、親切があつてそのほうがいいと思ひますね。ですから、こういう点について私は一つの将来こういう対策を立てる上でのどこかにすきがあるような、そういうことがもしありとすれば残念なことだと思ひますから、そういう意味でちよつとお聞きしてみたのでございましてけれども、これは三十七年のやつは今で

きておりますか。警察、それから厚生省もどうです、最終的な統計はできておりますか、三十七年中の一月から十二月までの。

○政府委員(野田章君) 三十七年中の麻薬犯罪の検挙件数、人員につきましては、警察の分は一応できております。

○政府委員(牛丸義留君) 現在各省のものをまとめて、今国連への提出準備をやっております段階でございます。

○鈴木壽君 ですから、今度作られる資料ではひとつ十分という点についても注意をされて、双方において食い違いのないように、もうすでに食い違いが出てしまつて、これは三十五年のやつは、これはおそらく何ともかんとも今さらどうにもならぬと思ひますけれども、それにしても私は残念ですから今後のことをひとつ注意していただきたいと思います。

それからさっきのお話、長官からお答えになったことに戻りますが、海外ルートの密輸の問題として、どの程度密輸入として海外から入つておるとあなた方は推定しておられますか。

○政府委員(柏村信雄君) これは非常にわからないので、取り締まつた実数というものには、実際に入つてきておるものまことに低いパーセントであらうと思ひます。厚生省のほうで考えなつておる麻薬患者が四万人といつたしまして、これが一人一日大体〇・〇一グラムのヘロインが要するというところで換算してまいりますと、相当の数量になるわけでございます。ちよつと、今計算をいたしておりますが、そういうことでございませう。

○鈴木壽君 厚生省のほうに、局長に

お聞きしますが、正規のルートで国が入れておるものの三十六年、三十七年、これはわかるでしょう。正規に入れておるやつ……。

○政府委員(牛丸義留君) これは正規の輸入は、生アヘンの段階で輸入するわけでございますが、その数量を申し上げますと、大体年間四十トンから四十五トン程度を輸入しております。

その生アヘンから大体一割ぐらいのモルヒネが抽出される、そういう計算になるわけでございます。

○鈴木壽君 そうすると、モルヒネとして輸入総量の一割程度だとして、四トンか四トン半と、こういうふうに承知していいわけですね。

○政府委員(牛丸義留君) さようでございませう。

○鈴木壽君 いわゆる密輸のルートなり、また国内での、したがつてそれに基つていろいろな密売のルート、これはたいへんな問題であります。ひとつ私、厚生省にお聞きしたいのです。が、いわゆる正規のルートでこういうふうに入力されて、取り扱ひの業者にそれぞれ渡るでしょう。そして取り扱ひ者の末端までのことについてあなた方は心配なことございませんか。たとえば最近いろいろ報告された事例を見ますと、こういうものを見まして、その他の書かれたものを見まして、正規の取り扱ひをする人、製薬、製剤を含めて、ずっと末端の医師まで、あるいは薬局等まで、そういう末端の取り扱ひ者の不正使用というものは、ずいぶんふえておるのじやないか、また、そういう不正に外に途中から流れ出しておるのじやないかというふうな心配を持つものを見ましたので

すが、そういうことについてどうでしょう。

○政府委員(牛丸義留君) 正規のアヘンの輸入は、これは特定の製造業者に免許を与えて製造せしめて、モルヒネとして、もうすでにそういう意味の不正にはならない程度までそこで作つて、それから家庭麻薬製造業者として医薬用の麻薬を作る。具体的に麻薬を含有する医薬品としての製造業者に払い下げる、そういう段階においてモルヒネそのものが、不正に流出したという事例は一件もございません。ただ、今、鈴木先生も御心配になつておる点だと思ひますが、そういう医療用として使用するべき正規の医薬品としての麻薬、いわゆる麻薬を原料とした医薬品が不正に使用されたという例は、これはございません。これはたとえば麻薬中毒患者が不正なルートによつて、取り締まりが非常に強化したり、あるいは端境期等であつたりして、ヘロインとか、そういうふうな不正麻薬を入手できないようなときに、病院なり診療所に盗みに入つたり、あるいは患者を装つて医師に注射なり、そういう施療を強要するといふような例があるわけでございます。そういう意味の不正使用といふことは、これはあるわけでございます。年々相当の件数が、事件としても検挙されております。しかし医薬品の段階で融通することによつて不正が行なわれたという例は、今のところ一件もそういう報告例はないわけでありませう。

○鈴木壽君 そうしますと、末端のほうでは不正な使用という点は確かにあるのだが、麻薬の製造業者、あるいは製剤業者、こういうふうな一つの過程

においていわゆる不正に流れていくというのではない。ないという、あなた方、ほんとうに自信をもつていろいろな手を尽くして調査したけれどもない、こういうふうなことが聞かえてこないといふことなんでしょうか。どうなんですか。

○政府委員(牛丸義留君) これは医薬品の製造とは全然製造の監督なり、製造の方法が違つておりました、全製品について一連の番号を打たせる、そのメーカーに、それでその庫出しなり、搬出といふものに対しては全部私どもに報告をとつておるわけでありませう。薬局なり、お医者さんにいくとこまでの段階においてそういう不正なことは起り得ないわけでありませう。私どもは、その点については麻薬取締官により、あるいは薬事監視官の監督によつてやつておるわけでありませう。そういう事例は今まで一件もないわけでございます。

○鈴木壽君 これは私ただ最近何かに書いてあるように、そういうところも怪しいのじやないか、こういういわばこれは当て推量の記事かもしれませうが、そういうものを見たのですが、なほどう考えてみますと、あなたのほうでは十分な監督も、あるいは検査もやつておられる、こうおっしゃられますが、中にはそういうものもあるのじやないかといふふうなちよつとした心配を私は持つわけですが、そういうものを見ますと、こういう点については心配ない、これはつきり断言できます。

○政府委員(牛丸義留君) 断言できませう。

○鈴木壽君 これは、麻薬製造の業者といふのは、昨年の六月現在では七人、業者を一人として七人それから製剤の業者が五人、元卸業者が二十九人、全国的な数字としてはこういうふうになつております。こういう過程で、あなた方厳密に一件一件にあたつて、そういう心配はないといふことを確かめておられてよろしいですね。

○政府委員(牛丸義留君) 麻薬の小売の段階におきまして、いろいろな先ほど言いましたようなこと、これは数も相当多いわけでございますので、はたして断言できるかと言われましたら、私もあれでございますが、麻薬の卸売の段階までは数もそう多くはありませう。これは正確に掌握できるわけでありませう。そういう段階での不正は私はないと思つております。

○鈴木壽君 これは取り越し苦労のようになりませうけれども、いわば何トンというモルヒネ、これは幾つかのメーカーにやるでしょう。これは、それこそさじかばん一つでも相当なものじやないかと、しるうとの私でも何か心配になつてくるわけですが、もしそこにあなただけの検査なり、いろいろ監視といひますか、そういう目をくぐつてやるのじやないだろうかといふことも考えられるものですか、そういう心配は無用だ、こういうふうにおっしゃられれば私そのまゝ信じますけれども、何かそういう心配があつたものでございませう。これはしかし手放しに安心できないのじやないかと、私、今例をあげた七軒とか、五軒とかその例ですが、末端のところまでのやつを特にあなた方

のほうは十分これは監視をしなければならぬのじやないだろうかというふうに思うのです。

それからもう一つは末端における不正な使用に対しては、よほどきまのある手段を講じないと、結局警察のほうなり、あなたの方のほうで出された中にもあるのですが、医者がちゃんとはいきりわかつていながら不正な使用をしていくという事例が幾つかあげられておりますから、そういう点からいっても、今後ひとつ十分な対策を講じて、そういうところから、またしても、この毒を流すようなことが起こらないように、ひとつこれは私注文として申し上げておきたいと思うのであります。

それから、バンコックに一名の駐在員を出すのであります。これはいろいろあなたの方の資料なり、厚生省の資料から見ますと、最近密輸の本拠になる所が——かつては香港であったとか、そういうものが、だんだんほかのほうに移ったり、広がったりするような傾向がございますが、そういう意味でバンコックが大事な一つの地点だといふふうな、こういう観点から向こうに出す、こういうことになっているのですか。

○政府委員（柏村信雄君） お話のとおりでございます。現在香港に麻薬専門ではございませんが、一人出しております。やはり外務省の総領事館に外務省の職員として出しております。あそここの政府ともよく連絡をとって——麻薬関係もそういう意味におきまして非常に連絡がよくついているのであります。

○鈴木壽君 その警察官は、もちろん外務省の役人に移しかえられるわけですが、麻薬関係の情報とか、そういうことの任に当たるわけですね。

○政府委員（柏村信雄君） さようでございませう。

○鈴木壽君 現在香港に一名というお話ですが、これが相当の効果をおさめている、こういう点から、さらにバンコックに一名、こういうふうにお考えになったのですか。

○政府委員（柏村信雄君） さようでございませう。

○鈴木壽君 その他に、最近のこの海外からのものを見ますと、香港、バンコックだけでなく、いろいろあるようでございますが、そういう所にはこういう駐在員を出すということは考えておりませんか。

○政府委員（柏村信雄君） 実は、これも来年度予算におきましては、そのほかカルカッタ、シンガポール、台北、ラングーン等にも出したい、少なくとも三、四名出したいと思つたのであります。が、やはりいろいろ事情で、とりあえずまず一名ということに相なつたわけでございませう。海外に出すにつきましてはやはり相当語学も必要であるし、そうした面の能力ある者を出すわけでございませうので、一挙に希望の地点に全部充足するというわけには参りませんし、また、ある地点につきましては、その国のほうでどうも必ずしも好まないというふうな事情のある所もございまして、来年はとりあえずバンコックに一人、こういうことをきめたいわけでございませう。

○鈴木壽君 この密輸のルート、なかなかこれはむずかしいものだと思つたのですが、やはり根拠をつきとめ、それがこつちに入つてこないようにするということ、先ほど申しましたとおどりの先決問題だと思つた。困難な仕事だと思つたが、この点について十分な対策を講じなければならぬと思つたのです。そのためには、私はやはり香港、バンコックだけでなく、あるいはシンガポール、あるいはその他の東南アジアの諸国の大きなところとか、こういうところにはやはり駐在員を置くというふうなことがぜひ必要じやないだろうか、こう思つたのです。それから、いま一つは、国内に持ち込む人たちですね。これはいろいろな、ちよつとあなたの方といえども気のつかないような人があるということが、いろいろ書いたものを見ますとあります。たとえば軍人とか、あるいは外交官とか、何かこういうふうな人たちが日本へ運んで来る。そして、日本における元締めみたいなものがあるのではありませんか。そういうところに——これはまあ、どういふ巧妙な連絡をするのかからぬけれども、とにかくそこに行く。それから、だんだんとう下がつてくる。こういうことだそうでありまして、ちよつとこうなりまして、厚生省なり警察庁でなかなか手の届かぬやうなところから、国内に持ち込まれておるといふのが現状じやないかと思つたのです。しかも多量なものが。何かこれは手がありませんか。

○政府委員（柏村信雄君） お話のように、確かに非常に困難な問題であると思つた。したがって、私どもとしては、麻薬関係のそういう前歴者、あるいはその他容疑のある者等については、やはり系統的に、科学的にこれをリスト化して、常に把握して

おるといふことが必要であらうと思つた。また、先ほど駐在官のお話に關連いたしまして、私どもは駐在官を十分活用するわけでございませうが、そのほかに、これらの麻薬が密輸されてくるものになる国々、また麻薬が相当流行している国々というものと、その麻薬取り締まり当局と緊密な連絡をとっていくということが、必要であると考えておるわけであります。実は昨年の秋、東南アジアの七カ国ほどの麻薬取り締まりの責任者を日本に招致いたしました。四十日間のゼミナールを実施したわけであります。したがって、いま一つは、これによつて、各国のいろいろな事情も相当わかるようになりまして、またそのゼミナールに参加した人々も、非常に勉強になったといふことで、今後こういう国々との麻薬取り締まりについての情報交換、その他取り締まり上の協力関係といふものは、一そう緊密になつていくのではなかつたかと思つた。このゼミナールは、こつとも引き続きやつて、さらにその緊密さを増していくように努めたいと考えておる次第であります。

○鈴木壽君 もっといろいろお聞きしたいこともございませうけれども、そろそろ時間もございません。この問題は、ほんとうにこの問題、これはゆるがせにできない段階まで来ていると思つたのであります。単に、たとえば私なら私が、常用者で、中毒をしたのだというふうなことに終わればいいけれども、それが今度は、いろいろな犯罪等に結びついていて、さつきもあなたからお話がありましたように、暴力団のひもがついたとか、いろいろなところに波及していつているのです。むしろこれは、一つの亡国のおそろしいそれになると思つたのです。ですから、これは、かりに人員がどうしても足りない、こういうことであれば、五百名に限らず、やはり必要なだけの人員は確保する。あるいは予算の上でも、足りないというふうなことでありますれば、これまた、十分検討してもらつて、所要の予算の確保というふうなこともやらなければならぬと思つた。が、三十八年度は若干予算もふえておるようでございます。若干というよりは、去年の額からすれば、何倍かにふえている。まあけっこうなことではありますけれども、はたしてこれで、万全の対策がとられるだけの、いわゆる所要経費としていいのかどうかというふうなことになる問題が、私はあるのじやないかと思つたのです。そういう面でも、ほんとうに真剣に取り扱つて、これに対処していただきたい。

なお副長官に、これは対策本部のほうでも、単に各省をまとめて、そこで相談をしてやるということではなく、ほんとうにこれに真剣になつて取組まないと、先ほど申し上げましたようにおそれるべき害悪を流すそれなのでございませうから、十分この点をお考えいただいて、抜かりのない対策をし、国民を麻薬禍から守る、こういうことに徹していただきたいと思つたのですが、ひとつ、本部長はききやうありませんけれども、あなたも副本部長としての、最後にそれに対する決意も聞いておきたいと思つたのです。

○政府委員（古屋亨君） ただいまの鈴木先生のお話、私も実は昨年の秋から、この対策推進本部を作つた次第でございまして、四本の柱を作りますに

おるといふことが必要であらうと思つた。また、先ほど駐在官のお話に關連いたしまして、私どもは駐在官を十分活用するわけでございませうが、そのほかに、これらの麻薬が密輸されてくるものになる国々、また麻薬が相当流行している国々というものと、その麻薬取り締まり当局と緊密な連絡をとっていくということが、必要であると考えておるわけであります。実は昨年の秋、東南アジアの七カ国ほどの麻薬取り締まりの責任者を日本に招致いたしました。四十日間のゼミナールを実施したわけであります。したがって、いま一つは、これによつて、各国のいろいろな事情も相当わかるようになりまして、またそのゼミナールに参加した人々も、非常に勉強になったといふことで、今後こういう国々との麻薬取り締まりについての情報交換、その他取り締まり上の協力関係といふものは、一そう緊密になつていくのではなかつたかと思つた。このゼミナールは、こつとも引き続きやつて、さらにその緊密さを増していくように努めたいと考えておる次第であります。

○鈴木壽君 もっといろいろお聞きしたいこともございませうけれども、そろそろ時間もございません。この問題は、ほんとうにこの問題、これはゆるがせにできない段階まで来ていると思つたのであります。単に、たとえば私なら私が、常用者で、中毒をしたのだというふうなことに終わればいいけれども、それが今度は、いろいろな犯罪等に結びついていて、さつきもあなたからお話がありましたように、暴力団のひもがついたとか、いろいろなところに波及していつているのです。むしろこれは、一つの亡国のおそろしいそれになると思つたのです。ですから、これは、かりに人員がどうしても足りない、こういうことであれば、五百名に限らず、やはり必要なだけの人員は確保する。あるいは予算の上でも、足りないというふうなことでありますれば、これまた、十分検討してもらつて、所要の予算の確保というふうなこともやらなければならぬと思つた。が、三十八年度は若干予算もふえておるようでございます。若干というよりは、去年の額からすれば、何倍かにふえている。まあけっこうなことではありますけれども、はたしてこれで、万全の対策がとられるだけの、いわゆる所要経費としていいのかどうかというふうなことになる問題が、私はあるのじやないかと思つたのです。そういう面でも、ほんとうに真剣に取り扱つて、これに対処していただきたい。

なお副長官に、これは対策本部のほうでも、単に各省をまとめて、そこで相談をしてやるということではなく、ほんとうにこれに真剣になつて取組まないと、先ほど申し上げましたようにおそれるべき害悪を流すそれなのでございませうから、十分この点をお考えいただいて、抜かりのない対策をし、国民を麻薬禍から守る、こういうことに徹していただきたいと思つたのですが、ひとつ、本部長はききやうありませんけれども、あなたも副本部長としての、最後にそれに対する決意も聞いておきたいと思つたのです。

○政府委員（古屋亨君） ただいまの鈴木先生のお話、私も実は昨年の秋から、この対策推進本部を作つた次第でございまして、四本の柱を作りますに

おるといふことが必要であらうと思つた。また、先ほど駐在官のお話に關連いたしまして、私どもは駐在官を十分活用するわけでございませうが、そのほかに、これらの麻薬が密輸されてくるものになる国々、また麻薬が相当流行している国々というものと、その麻薬取り締まり当局と緊密な連絡をとっていくということが、必要であると考えておるわけであります。実は昨年の秋、東南アジアの七カ国ほどの麻薬取り締まりの責任者を日本に招致いたしました。四十日間のゼミナールを実施したわけであります。したがって、いま一つは、これによつて、各国のいろいろな事情も相当わかるようになりまして、またそのゼミナールに参加した人々も、非常に勉強になったといふことで、今後こういう国々との麻薬取り締まりについての情報交換、その他取り締まり上の協力関係といふものは、一そう緊密になつていくのではなかつたかと思つた。このゼミナールは、こつとも引き続きやつて、さらにその緊密さを増していくように努めたいと考えておる次第であります。

○鈴木壽君 もっといろいろお聞きしたいこともございませうけれども、そろそろ時間もございません。この問題は、ほんとうにこの問題、これはゆるがせにできない段階まで来ていると思つたのであります。単に、たとえば私なら私が、常用者で、中毒をしたのだというふうなことに終わればいいけれども、それが今度は、いろいろな犯罪等に結びついていて、さつきもあなたからお話がありましたように、暴力団のひもがついたとか、いろいろなところに波及していつているのです。むしろこれは、一つの亡国のおそろしいそれになると思つたのです。ですから、これは、かりに人員がどうしても足りない、こういうことであれば、五百名に限らず、やはり必要なだけの人員は確保する。あるいは予算の上でも、足りないというふうなことでありますれば、これまた、十分検討してもらつて、所要の予算の確保というふうなこともやらなければならぬと思つた。が、三十八年度は若干予算もふえておるようでございます。若干というよりは、去年の額からすれば、何倍かにふえている。まあけっこうなことではありますけれども、はたしてこれで、万全の対策がとられるだけの、いわゆる所要経費としていいのかどうかというふうなことになる問題が、私はあるのじやないかと思つたのです。そういう面でも、ほんとうに真剣に取り扱つて、これに対処していただきたい。

なお副長官に、これは対策本部のほうでも、単に各省をまとめて、そこで相談をしてやるということではなく、ほんとうにこれに真剣になつて取組まないと、先ほど申し上げましたようにおそれるべき害悪を流すそれなのでございませうから、十分この点をお考えいただいて、抜かりのない対策をし、国民を麻薬禍から守る、こういうことに徹していただきたいと思つたのですが、ひとつ、本部長はききやうありませんけれども、あなたも副本部長としての、最後にそれに対する決意も聞いておきたいと思つたのです。

○政府委員（古屋亨君） ただいまの鈴木先生のお話、私も実は昨年の秋から、この対策推進本部を作つた次第でございまして、四本の柱を作りますに

つきまして、関係各省の連絡のみでなく、調整的な分野もいたしておりますが、最近の麻薬犯罪の現状は、たゞいまのお話のとおり、ますます深刻な状況を加えて参ります。本部長であります総務長官並びに関係閣僚懇談会にも、たゞいまの御趣旨を十分伝えますと同時に、私もこれに関係いたします者といしましては、この実態を一そう正確に把握し、単なる連絡調整のみではなく、進んでこの政策の推進を強力にするよういたす所存でございます。この点は、本部長でありまして総務長官に対して、直ちにお伝えしたいと思っております。

○鈴木素君 私は、麻薬の問題全般でなしに、きょうは、うちのほうのこの委員会の性格上、麻薬取り締まりの面について、主としてお伺いをしたわけであり、また自分の考えを述べたわけでもあります。今度、厚生省のほうで、麻薬取り締まりの法の改正が行なわれる、こういうことでありますが、私も、そういう意味できわめて時宜に適切なものだと思うのですが、全般的な問題をほんとうに総合的に強力にやっていくというところで、ひとつ一その努力を要望しまして、一応きょうの質疑はこれで打ち切りしたいと思います。

○鈴木一弘君 今度の警察法の改正で、幹線道路の交通規則の問題があるのですが、それに関連して交通規則のことでもちょっと伺っておきたいのです。警視庁が第三次交通規制を始め、交通緩和策として取り上げてきております、これがかなり、法的規制としてはきついわけでありすけれども、これで一ぱいだという話があるわけ

です。これ以上の交通規制、法的規制はできないというようなお話のことである。これ以上混雑するということになれば、やむを得ないから環状線内の自家用乗用自動車も乗り入れを禁止しなければならぬだろうということまでというわけでありす。その点どういうようにお考えになっておりますか。

○政府委員(富永誠美君) お答えいたします。東京は、警視庁が交通規制に本格的に乗り出しましたのは、総合規制としましては一昨年ごろからでございます。これは、今までの交通規制が、場所的なならぬ、場所を中心としたような規制であったわけでございますが、これではとても、現下の交通事情に対処しにくい、もちろん交通事情が改善されれば別でございますが、交通規制で何とか切り抜けなければならぬとしますれば、やはり主要幹線を中心にして一貫した交通規制をやらなければならぬ、それから、ブロックのある地域を中心として交通規制をやらなければならぬというわけで総合規制を打ち出したわけでございます。そのほか、昨年の四月から例の車種別規制も実施したわけでございますし、昨年の十月に都心地区の駐車禁止を中心としまするいわゆるイエロー・ゾーンという地域を設定して今日まできておるわけでございます。したがって、大きな考え方といえますが、によりまして、交通規制というものは大体手が打ち尽くされておるわけでございます。もちろん今後は、さらに方面別にこまかく手を打って規制をやらなければならぬという問題がございますが、大体のところは打ち出されてお

る。今後残る問題としましては、これは交通事情いかによるのでございませうが、どうしてもまだまだ深刻になるとすれば、これはこういった規制も実ではないでもないのじゃないか。それは、大きい交差点、スクウェアと申しますか、そこでは交通の縦横の交差といいますが、これは認める。しかし、大きい交差点から大きい交差点に行く途中は一つの川の流れのようにもっていく。その間のこれを横切るような交通は、これはやめてもらうということ、スクウェアといいますが、大きい交差点から大きい交差点を結ぶ一つの幹線は、これはたゞいま申しましたように、川の流れでいって、その中は一つのブロック・システムになる。結局車は左、右と行くよりほかによつて手がないのですが、そういったことまでおそろく打たざるを得ない。世界の都市でも、たとえばロンドンの中心はそういった仕組みを若干やっておりますが、そういったことも考えられますが、大体の大きな筋というものは今まで実施してきておりますわけで、今後問題として残るのはそんなところじゃないかと思つてございませう。しかし、今お話にありました残るところは、もう山手環状線以内の乗用車の禁止以外にないというところは、これはまだ実問題として非常に現実に困難な問題じゃなからうかというふうに考えております。

○鈴木一弘君 今のスクウェアからスクウェアまでの間は流れてしまふ。もう横断禁止ということも行なわれませう。当然駐車、右折はできぬ、こういうような方策を用意しているというのです。

○政府委員(富永誠美君) 用意しておるというわけでございます。交通事情はあくまでも交通事情の現状に即していくという建前でございます。で、今までの施策をずっと見て、これで行けるんじゃないかと思つて、さらに今後交通事情が悪化してどうにもならぬということになれば、まあ考えられるのはこんなことじゃないかという一つのプランといいますが、仮想的なプランということで、直ちに実施するといふものではございません。

○鈴木一弘君 交通の極限状態という言葉が使われるわけですが、極限交通状態についての打開の問題はそういうことであるということ、考えられるとすれば、それ以上の先のほうはもうないと、イエロー・ゾーンを拡張していけば都心の乗り入れはとうていできなくなってくる、これ以上拡張すれば、そうすると、まるつきりとなることもできぬ、動くこともできぬという状態になるのじゃないかという心配があるのです。その辺のところはどう考えられますか。

○政府委員(富永誠美君) 自動車の性能が、自分の目的地に行けるということに自動車の性能というものがございませう。この本来の行き方はどうしても生かさざるを得ないと思つて、で、かりに交通事情が非常に込んで、自動車が身動きならぬということになれば、これはおしまいでございませうが、そういうふうにならぬように規制でさばいていくということ、懸命な努力をいたしておるわけでございます。それで今お話のように、ある地域に自動車が動かないかぬということ

はかなりむずかしいので、結局は、間

接的に都心部に行きまして、自動車の駐車の場所が窮屈になつていくということ、自然自動車で行つてもちよつと無理だというふうな、間接的な抑制ということの形になるというふうに考える次第でございます。

○鈴木一弘君 間接的な抑制でも、結局遠くで降りて行かざるならぬ、こういう状態にしない限りは、中央部、中心部等についての交通規制の解決点はないというふうにとつていいわけですか。

○政府委員(富永誠美君) 私どもとしては、できるだけ差しつかえないように懸命に努力いたしておるということでございます。

○鈴木一弘君 そこでもう一つですが、駐車の問題で、これは非常に駐車禁止を叫ばれておりますが、前に施行された自動車の保管場所の確保等に関する法律が施行されて四月たつわけです。実績として、駐車ができなくなつたのは、これからまだあと六カ月以上ありますけれども、道路での駐車です。実績として、今までも保管所があるといふことで申請されていながら、実際保管場所がない、そういうような状態のことはおわかりになつておるのだらうと思つて、ちよつと実情を聞かしてもらいたいのです。

○政府委員(富永誠美君) 自動車の保管場所等の確保に関する法律という法律が昨年の九月から実施されて、自動車を待つというふうな、新規に登録をする場合におきましては、区域を限りまして保管場所の証明を要するよう仕組みになつて今日まで来ておるわけでございます。昨年の九月から年末まで約四カ月にわたりまして、たゞい



るといふふうなものも考案されてきておられますので、こういった技術的な改良につきましても、今私どもも関心を持って研究をいたしておる次第でございます。

○鈴木一弘君 ちようど刑事局長さんがお見えになっておりますので、そのほうの関係のことで伺っておきたいのですが、密室アパートの犯罪の問題でありますけれども、この取り締まり方法と防犯体制についてひとつ伺っておきたいのです。

○政府委員(宮地直邦君) アパート団地その他最近できております特殊な住宅兼商店というようなところの犯罪につきましては、もちろんわれわれ十分注意しておるところであります。従来の統計——全国的ではございませんが、東京と、その付近を見ておりますというところ、これらのところにおきます犯罪は窃盗犯が圧倒的でございます。ちよつと古いございますが、三十五、六年の統計を警視庁でとってみますと、そこで扱いました犯罪の九八%までは窃盗犯となっております。また他県におきましても大体窃盗犯が非常に高い率を示しておりますから、他の一般のような凶悪犯というものは、絶対数字においては少ない。しかしながら、これは数字上の問題でございますが、建築構造上、一たん中に入られました場合におきましては、今御指摘のような密室犯罪、殺人というものが行なわれやすい可能性がございますので、十分われわれのほうにおきましても保安局と連携をとりました、これらの事件が起こるような措置を講じており、すでに三十六年の七月にはそういうことに関連いたしまして全国に指示をいたし

ておるところであります。

○鈴木一弘君 非常にこの場合は発見しにくい場合でありますので、非常な惨事になる場合も出てきやすい。そういう関係もありますし、もし火災等がその場合起きれば完全に大惨事になってしまふ、そういう状態でありまして、十分に検討とPRの件をお願いしたいと思ひます。

最後に、交通規制のことで、交通緩和をし、人命を尊重していくということとはよくわかるのでありますが、これは交通規制が非常に大事なことでありますけれども、さらにそれ以上に地方自治体において、道路に照明をつけたリッジを作ったりということがなされております。これについて積極的に進めていく、こういうような意向があるべきであると思うのでありますけれども、その点について伺ひます。

○政府委員(雷永誠美君) お説のとおりでございます。施設整備の面におきまして、非常に日本はおくれておると思ひます。したがって、安全な運転、安全な歩行ができるような安全施設の整備というものが道路に伴っていかねければならないと、こう思ひわけでございます。

○委員長(石谷富男君) 他に御質疑はございませんか。——他に御発言もないようでございますから、本案についての質疑は終了したものと認め、これより本案の討論を行ないます。

御意見のおありの方は賛否を明らかにしてお述べを願ひます。——別に御意見もないようでありますから、本案の討論は終局したものと認め、これより本案の採決を行ないます。

警察法の一部を改正する法律案全部を問題に供します。

本案を、原案どおり可決することに賛成の方の挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕

○委員長(石谷富男君) 全会一致であります。よつて本案は、全会一致をもつて可決すべきものと決定いたしました。

なお、本案の審査報告書につきましては委員長に御一任願ひます。

次会は、決定次第、お知らせいたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後三時四十五分散会

二月十九日本委員会に左の案件を付託された。

一、警察法の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は二月一日)

昭和三十八年三月一日印刷

昭和三十八年三月二日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局